

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【事業年度】	第177期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 見 目 信 樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 苦 瓜 惠 治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6610
【事務連絡者氏名】	経理・財務本部経理部長 苦 瓜 惠 治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第173期	第174期	第175期	第176期	第177期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	532,040	540,094	565,343	712,180	679,495
経常利益	(百万円)	30,329	31,800	32,062	31,434	29,886
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	19,466	21,339	22,268	22,407	19,011
包括利益	(百万円)	28,457	25,148	17,043	1,347	49,252
純資産	(百万円)	406,805	413,794	418,848	409,042	444,774
総資産	(百万円)	555,337	591,512	594,754	666,215	687,415
1株当たり純資産額	(円)	1,303.45	1,344.68	1,359.49	1,328.71	1,456.37
1株当たり当期純利益	(円)	64.50	71.47	74.98	75.40	63.95
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	64.43	71.40	74.90	75.35	63.94
自己資本比率	(%)	70.9	67.5	67.9	59.3	63.0
自己資本利益率	(%)	5.1	5.4	5.5	5.6	4.6
株価収益率	(倍)	25.75	29.51	33.88	23.90	28.93
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	35,361	42,869	39,873	38,420	49,506
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,240	18,067	19,184	96,844	17,105
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,470	18,593	10,567	8,337	31,264
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	90,837	98,461	107,374	56,550	59,152
従業員数	(名)	6,324	6,545	6,760	8,962	8,951
[外、平均臨時雇用者数]		[2,089]	[2,351]	[2,622]	[10,200]	[10,258]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第174期より、1株当たり純資産額の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第175期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

なお、第174期以前の主要な経営指標等については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第173期	第174期	第175期	第176期	第177期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高	(百万円)	25,221	30,056	25,077	20,068	24,335
経常利益	(百万円)	14,509	18,911	13,874	8,190	13,320
当期純利益	(百万円)	14,608	19,556	14,987	8,460	13,030
資本金	(百万円)	17,117	17,117	17,117	17,117	17,117
発行済株式総数	(千株)	304,357	304,357	304,357	304,357	304,357
純資産	(百万円)	295,488	299,620	300,019	293,079	304,725
総資産	(百万円)	329,827	336,153	371,633	385,798	402,329
1株当たり純資産額	(円)	977.65	1,008.14	1,008.91	985.14	1,024.05
1株当たり配当額	(円)	26.00	29.00	32.00	34.00	37.00
(内、1株当たり中間配当額)	(円)	(13.00)	(14.00)	(16.00)	(17.00)	(17.00)
1株当たり当期純利益	(円)	48.39	65.48	50.44	28.46	43.82
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	48.34	65.41	50.39	28.44	43.81
自己資本比率	(%)	89.5	89.1	80.7	75.9	75.7
自己資本利益率	(%)	5.1	6.6	5.0	2.9	4.4
株価収益率	(倍)	34.33	32.21	50.36	63.32	42.22
配当性向	(%)	53.7	44.3	63.4	119.5	84.4
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	297 [30]	305 [38]	337 [44]	342 [49]	355 [55]
株主総利回り	(%)	94.3	121.0	146.8	107.5	112.2
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価	(円)	1,895	2,334	2,573	2,677	1,950
最低株価	(円)	1,444	1,631	2,078	1,461	1,518

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

3 第174期より、1株当たり純資産額の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第175期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

なお、第174期以前の主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

2【沿革】

当社の前身は、1900年小麦粉の製造及び販売を主な事業目的として創立された館林製粉株式会社で、1908年日清製粉株式会社を合併し、社名を日清製粉株式会社と改めました。

その後、多くの工場の新設、買収又は合併を行って経営規模を拡大し順調な発展を続けました。戦後は工場設備の充実合理化を進めるとともに事業の多角化にも取り組み、加工食品、配合飼料、ペットフード、医薬品、エンジニアリングなどの事業を加えた企業グループを形成してまいりました。

2001年7月には「製粉」「食品」「配合飼料」「ペットフード」「医薬」の各事業を分社し、各事業会社の株式を100%保有する持株会社(株式会社日清製粉グループ本社)となり、新しいグループ体制に移行しました。以後、更なる事業競争力の強化を目指し、強靱な収益基盤を確立する既存事業のモデルチェンジ、企業価値の極大化に繋がる事業ポートフォリオの強化を実施し、現在に至っております。

年月	事項
1900年10月	群馬県館林町(現 館林市)に「館林製粉株式会社」創立。
1908年2月	日清製粉株式会社を合併し、社名を「日清製粉株式会社」に改める。
1926年2月	鶴見工場完成。
1934年	「日本篩絹株式会社」(株式会社NBCメッシュテックの前身)を設立。
1949年	第2次大戦で罹災した工場の復旧、増設をほぼ完了。
1949年5月	東京証券取引所に株式を上場。
1961年2月	直系会社「日清飼料株式会社」より配合飼料の製造、研究部門を譲受け。
1963年9月	埼玉県大井町(現 ふじみ野市)に「中央研究所」完成、本社や大阪の研究所を集結。
1965年7月	「日清長野化学株式会社」の全株式を取得し、同社の社名を「日清化学株式会社」に改める。
1965年10月	直系会社「日清フーズ株式会社」よりプレミックス類の製造、研究部門を譲受け。
1966年12月	米国のDCA Food Industries Inc.との共同出資により「日清ディー・シー・エー食品株式会社」(日清テクノミック株式会社に商号変更)を設立。
1968年2月	名古屋工場内に食品工場完成。
1970年10月	「日清ペット・フード株式会社」を設立。
1972年4月	「日清エンジニアリング株式会社」を設立。
1978年4月	「フレッシュ・フード・サービス株式会社」を設立。
1987年10月	「日清フーズ株式会社」、「日清化学株式会社」を吸収合併。
1988年3月	タイ国において合弁会社「Thai Nisshin Seifun Co., Ltd.」を設立。1989年1月より操業開始。
1989年9月	カナダの製粉会社「Rogers Foods Ltd.」を買収。
1989年10月	「中央研究所第二研究所」を栃木県西那須野町(現 那須塩原市)に移転し、「那須研究所」と改称。
1990年9月	千葉製粉工場Dミル増設。
1991年8月	タイ国において合弁会社「Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.」を設立。1993年3月より操業開始。
1994年9月	東灘製粉工場Cミル増設。
1996年4月	杏林製薬株式会社との合弁会社「日清キョーリン製薬株式会社」の運営開始(2008年10月に合弁パートナーである杏林製薬株式会社と合併)。
1996年10月	米国において「Medallion Foods, Inc.」を設立。
1997年10月	新たに設立した「日清フーズ株式会社」に冷凍食品事業を移管。
1998年3月	本店を東京都千代田区に移転。
1999年4月	「日清テクノミック株式会社」を吸収合併。
1999年10月	「株式会社三幸」に経営参加。
2001年7月	全事業を分社し、持株会社「株式会社日清製粉グループ本社」と事業会社「日清製粉株式会社」「日清フーズ株式会社」「日清飼料株式会社」「日清ペットフード株式会社」「日清ファルマ株式会社」の新しい体制に移行。
2002年4月	中国において「青島日清製粉食品有限公司」を設立。
2002年10月	「日清製粉株式会社」鶴見工場Gミル増設。
2003年4月	「オリエンタル酵母工業株式会社」の株式を追加取得し子会社化。
2003年10月	「日清飼料株式会社」と丸紅飼料株式会社との経営統合による「日清丸紅飼料株式会社」(持分法適用関連会社)の運営開始。

年月	事項
2004年3月	「イニシオフーズ株式会社」を設立。
2004年12月	「Rogers Foods Ltd.」はカナダのチリワック市に新製粉工場を竣工。
2005年7月	中国において「新日清製粉食品(青島)有限公司」を設立。2007年4月より工場本格稼働。
2005年10月	「イニシオフーズ株式会社」が「株式会社三幸」を吸収合併。
2005年11月	中国において株式会社ニチレイとの合併会社「錦築(煙台)食品研究開発有限公司」を設立。2006年10月から運営開始。
2007年6月	「新日清製粉食品(青島)有限公司」が「青島日清製粉食品有限公司」を吸収合併。
2008年1月	タイ国において「Thai Nisshin Technomic Co., Ltd. R&D Office Center & Sales Office」を開設。
2008年2月	中国において「東酵(上海)商貿有限公司」(日清製粉東酵(上海)商貿有限公司に商号変更)を設立。
2008年9月	「日清製粉株式会社」東灘工場D・Eミル増設。
2009年7月	「日清フーズ株式会社」館林工場プレミックスライン増設。
2010年12月	連結子会社「オリエンタル酵母工業株式会社」及び「株式会社NBCメッシュテック」に対し、公開買付け等を実施し、100%子会社化。
2011年5月	「阪神サイロ株式会社」の株式を追加取得し子会社化。
2012年1月	インドにおいて「Oriental Yeast India Pvt.Ltd.」を設立。
2012年3月	米国の製粉会社「Miller Milling Company,LLC」を買収。
2012年10月	「日清製粉プレミックス株式会社」を設立。
2012年11月	群馬県館林市に「製粉ミュージアム」を開設。
2012年12月	「トオカツフーズ株式会社」の株式を取得。(持分法適用関連会社)
2013年2月	ニュージーランドの製粉事業を取得し、「Champion Flour Milling Ltd.」として運営開始。
2013年4月	インドネシアにおいて「PT.Indonesia Nisshin Technomic」の事業を本格的に開始。
2013年6月	ベトナムにおいて「Vietnam Nisshin Seifun Co., Ltd.」を設立。2014年10月より操業開始。
2014年2月	「日清製粉株式会社」福岡工場稼働。
2014年5月	「Miller Milling Company,LLC」が米国の製粉4工場を取得。
2014年6月	トルコにおいて丸紅株式会社及びNuh'un Ankara Makarnasi Sanayi Ve Ticaret A.S.との合併会社「Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.」を設立。2015年5月より操業開始。
2015年5月	「日清製粉株式会社」知多工場Cミル増設。
2015年5月	「マ・マーマカロニ株式会社」神戸冷凍食品工場が稼働。
2016年1月	「株式会社ジョイアス・フーズ」の株式を取得し、子会社化。
2018年3月	「Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.」がタイ国の製粉工場を取得。
2018年6月	ベトナムにおいて「Vietnam Nisshin Technomic Co., Ltd.」を設立。2020年1月より操業開始。
2019年1月	「Miller Milling Company,LLC」サギノー工場ライン増設。
2019年4月	豪州の製粉会社「Allied Pinnacle Pty Ltd.」を買収。
2019年7月	持分法適用関連会社「トオカツフーズ株式会社」の株式を追加取得し100%子会社化。
2020年3月	「日清ペットフード株式会社」のペットフード販売事業を譲渡。
2021年3月	「日清ペットフード株式会社」における生産を終了し、ペットフード事業を終了。

3【事業の内容】

当社グループ(当社、連結子会社73社及び持分法適用会社9社)の主な事業内容と、各関係会社等の当グループの事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、事業内容の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) 製粉事業

日清製粉㈱(連結子会社)は小麦粉及びふすま(副製品)を製造し、特約店を通じて販売しております。フレッシュ・フード・サービス㈱(連結子会社)は主として冷凍食品及びその原材料の販売と小麦粉関連の商材を用いた飲食店経営を行っており、日清製粉㈱から関連商材及び小麦粉を仕入れております。ヤマジョウ商事㈱(連結子会社)及び石川㈱(持分法適用会社)は日清製粉㈱の特約店であります。なお、石川㈱は日清製粉㈱に包装資材の販売も行っております。

アメリカのMiller Milling Company, LLC(連結子会社)、カナダのRogers Foods Ltd.(連結子会社)、タイのNisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.(連結子会社)及びニュージーランドのChampion Flour Milling Ltd.(連結子会社)は、小麦粉の製造を行い、北米、アジア及びオセアニアにて販売を行っております。オーストラリアのAllied Pinnacle Pty Ltd.(連結子会社)は小麦粉・プレミックス・ベーカリー関連原材料等の製造を行い、オセアニア及びアジアにて販売を行っております。

(2) 食品事業

日清フーズ㈱(連結子会社)はプレミックス等を製造・販売し、日清製粉㈱から仕入れる家庭用小麦粉、製造子会社が製造するパスタ・パスタソース・冷凍食品等、及び外部の取引先から仕入れる加工食品を販売しております。日清製粉プレミックス㈱(連結子会社)はプレミックスを製造・販売しております。マ・マーマカロニ㈱(連結子会社)はパスタ・冷凍食品を製造し、日清フーズ㈱が販売しております。

タイのThai Nisshin Technomic Co., Ltd.(連結子会社)及びベトナムのVietnam Nisshin Technomic Co., Ltd.(連結子会社)はプレミックスの製造を行い、東南アジアにて販売しております。中国の新日清製粉食品(青島)有限公司(連結子会社)はプレミックスの製造を行い、中国にて販売しております。インドネシアのPT.Indonesia Nisshin Technomic(連結子会社)は東南アジアにてプレミックスの販売を行っております。アメリカのMedallion Foods, Inc.(連結子会社)及びトルコのNisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.(連結子会社)はパスタ、タイのThai Nisshin Seifun Co., Ltd.(連結子会社)はパスタソース・冷凍食品、Vietnam Nisshin Seifun Co., Ltd.(連結子会社)はパスタソースの製造を行い、主として日清フーズ㈱が輸入・販売をしております。

オリエンタル酵母工業㈱(連結子会社)は製パン用をはじめとした食品素材、生化学製品等の製造・販売及びライフサイエンス事業を行っております。

日清ファルマ㈱(連結子会社)は健康食品・医薬品原薬等を製造・販売しております。

(3) 中食・惣菜事業

トオカツフーズ㈱(連結子会社)は弁当・惣菜等調理済食品の製造・販売を行っております。㈱ジョイアス・フーズ(連結子会社)は調理麺等の製造・販売を行っております。イニシオフーズ㈱(連結子会社)は惣菜の製造・販売及びデパートの直営店舗の経営を行っております。

(4) その他事業

日清エンジニアリング㈱(連結子会社)は穀類・食品・化学製品等の生産加工設備の設計・工事の請負・監理、粉体機器の製作・販売及び粉体加工事業を行っており、一部当社グループの工事の請負等をしております。

㈱NBCメッシュテック(連結子会社)はメッシュクロス及び成形フィルターの製造・販売を行っております。

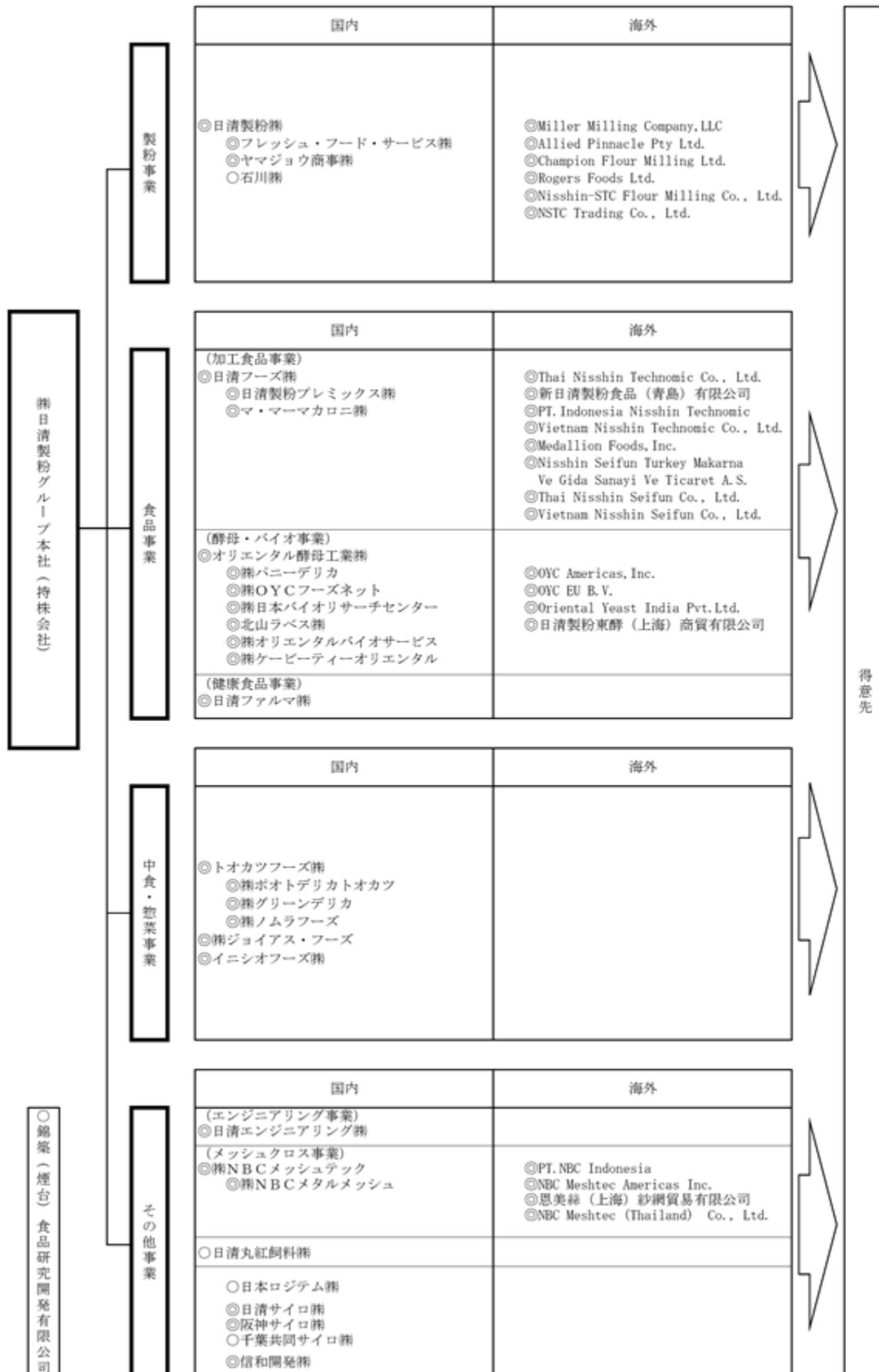
日清丸紅飼料㈱(持分法適用会社)は配合飼料を製造・販売しております。

日本ロジテム㈱(持分法適用会社)は貨物自動車運送事業・倉庫等を営んでおり、一部当社グループ製品の輸送・保管を行っております。日清サイロ㈱(連結子会社)、阪神サイロ㈱(連結子会社)及び千葉共同サイロ㈱(持分法適用会社)は穀物の荷役保管業務を行っております。信和開発㈱(連結子会社)はスポーツ施設の経営をしております。

日清ペットフード㈱(連結子会社)は2021年3月末をもってペットフードの受託生産を終了しました。

以上の当社グループの状況について、事業系統図を示すと次のとおりであります。

(事業系統図)



◎連結子会社
○持分法適用会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容	
					役員の兼任等	その他
(連結子会社)						
日清製粉(株)	東京都千代田区	14,917	小麦粉の製造及び販売	100.0	有	運転資金等の一部貸付 当社が事業用地、建物 及び事務所を賃貸
Miller Milling Company, LLC	アメリカ ミネソタ州	86	小麦粉の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
Allied Pinnacle Pty Ltd.	オーストラリア ニューサウス ウェールズ州	9,689	小麦粉、プレミック ス、ベーカリー関連原 材料等の製造及び販売	100.0 (100.0)	有	なし
Champion Flour Milling Ltd.	ニュージーランド オークランド市	3,491	小麦粉の製造及び販売	100.0 (75.0)	有	なし
日清フーズ(株)	東京都千代田区	5,006	パスタ類、家庭用小麦 粉、冷凍食品等の販 売、プレミックスの製 造及び販売	100.0	有	運転資金等の一部貸付 当社が事業用地、事務 所を賃貸
日清製粉プレミックス(株)	東京都中央区	400	プレミックスの製造及 び販売	100.0 (100.0)	有	当社が事業用地、事務 所を賃貸
マ・マーマカロニ(株)	栃木県宇都宮市	350	パスタ・冷凍食品の製 造及び販売	68.8 (53.8)	有	なし
オリエンタル酵母工業(株)	東京都板橋区	2,617	製パン用をはじめとし た食品素材、生化学製 品等の製造、販売及び ライフサイエンス事業	100.0	有	運転資金等の一部貸付
日清ファルマ(株)	東京都千代田区	2,689	健康食品・医薬品原薬 等の製造及び販売	100.0	有	運転資金等の一部貸付 当社が事務所を賃貸
トオカツフーズ(株)	神奈川県横浜市 港北区	100	弁当・惣菜等調理済食 品の製造及び販売	100.0	有	運転資金の一部貸付
(株)ジョイアス・フーズ	埼玉県児玉郡 上里町	50	調理麺等の製造及び販 売	85.1 (20.0)	有	なし
イニシオフーズ(株)	東京都千代田区	487	惣菜・冷凍食品の製造 及び販売、デパートの 直営店舗の経営	100.0 (63.0)	有	運転資金等の一部貸付 当社が事務所を賃貸
日清エンジニアリング(株)	東京都中央区	107	食品生産設備等の設 計・工事請負・監理及 び粉体機器の販売	100.0	有	当社が事務所を賃貸
(株)NBCメッシュテック	東京都日野市	1,992	メッシュクロス、成形 フィルターの製造及び 販売	100.0	有	運転資金等の一部貸付
その他59社						
(持分法適用会社)						
日清丸紅飼料(株)	東京都中央区	5,500	配合飼料の製造及び販 売	40.0	有	当社が事業用地、建物 を賃貸
日本ロジテム(株)	東京都品川区	3,145	貨物自動車運送事業及 び倉庫業等	25.6 (20.6)	有	なし
その他7社						

(注) 1 日清製粉(株)、PFG Topco1 Pty Ltd.、PFG Topco Pty Ltd.、PFG Mezzco Pty Ltd.、PFG Holdco Pty Ltd.、PFG Bidco Pty Ltd.、Allied Pinnacle Pty Ltd.、PBM Holdings Pty Ltd.、Allied Pinnacle Australia Pty Ltd.、Champion Flour Milling Ltd.、日清フーズ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、(株)NBCメッシュテック、Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.、Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.、Oriental Yeast India Pvt.Ltd.及びPT.NBC Indonesiaは特定子会社であります。なお、PFG Topco1 Pty Ltd.、PFG Topco Pty Ltd.、PFG Mezzco Pty Ltd.、PFG Holdco Pty Ltd.、PFG Bidco Pty Ltd.、PBM Holdings Pty Ltd.、Allied Pinnacle Australia Pty Ltd.、Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.、Nisshin Seifun Turkey Makarna Ve Gida Sanayi Ve Ticaret A.S.、Oriental Yeast India Pvt.Ltd.及びPT.NBC Indonesiaは、(連結子会社)その他に含まれております。

2 日本ロジテム(株)は、有価証券報告書を提出しております。

- 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
- 4 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高の10%を超える連結子会社の「主要な損益情報等」は次のとおりであります。

会社名	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
日清製粉(株)	164,640	7,149	5,109	83,588	188,396
日清フーズ(株)	119,569	9,812	7,969	33,682	62,483

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
製粉	2,583 [155]
食品	3,518 [703]
中食・惣菜	1,570 [9,001]
その他	872 [328]
全社(共通)	408 [71]
合計	8,951 [10,258]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
355 [55]	42.1	15.8	8,796,178

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 提出会社従業員は、全て「全社(共通)」に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、日清製粉労働組合等が組織されております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2021年6月25日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、「信を万事の本と為す」と「時代への適合」を社是とし、「健康で豊かな生活づくりに貢献すること」を企業理念として、事業を進め業容の拡大を図ってまいりました。また、グループ各社は「健康」を常に念頭においた製品やサービスの提供に努め、「信頼」を築き上げる決意をこめて「健康と信頼をお届けする」をコーポレートスローガンとしております。

これらの基本的な理念を踏まえて、当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針とし、コア事業と成長事業へ重点的に資源配分を行いつつ、グループ経営を展開しております。

また、内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、食品安全、環境保全、社会貢献活動等の社会的責任を果たしつつ自己革新を進め、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、株主、顧客、取引先、社員、社会等の各ステークホルダーから積極的に支持され続けるグループであるべく努力を重ねております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～総合力の発揮とモデルチェンジ」で掲げる目指す姿“未来に向かって、「健康」を支え「食のインフラ」を担うグローバル展開企業”の実現に向けて、ニュー・ニッシン・イノベーション活動を推進しております。当社グループの「総合力」を発揮する仕組みを構築するとともに「顧客志向」を改めて徹底し、「既存事業のモデルチェンジ」と「グループの事業ポートフォリオ強化」を柱とした成長戦略の推進、及びそれを支える経営機能の一層の強化等を図ってまいります。

また、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様にも長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュ・フローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

当社グループは、長期ビジョン実現のために策定したこれらの戦略を遂行し、利益成長と資本政策の両面から更なる1株当たり当期純利益（EPS）の成長を図るとともに資本の効率性と財務の安定性のバランスを取りながら、資本コストを上回る自己資本利益率（ROE）の確保・向上に努めてまいります。

また、企業価値を高める規律としてのガバナンス（G）の強化、事業の持続可能性に関わる環境（E）・社会（S）への貢献を事業戦略と深く関連させ経営を推進していくことで、「企業理念の実現」と「企業価値の極大化」をより強く結び付け、あらゆるステークホルダーの皆様から積極的に支持され続ける企業グループとして発展を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響により当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しておりますが、早期に販売力・収益力を回復させることを最優先課題として注力してまいります。なお、足元の事業環境を見極めることを優先し、新たな中期経営計画については策定を一旦見送っております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題等

国内外の食品業界では、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に伴い人々の生活様式が大きく変化する中、外食需要が内食にシフトするなど消費構造も変化しております。加えて、為替相場や穀物・資源価格の変動等、事業環境にも大きく影響が及んでおります。当社グループにおきましても、各事業においてこれらの新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けております。現在、ワクチン接種が世界各国で始まっておりますが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束見込みは不透明であり、先行きは見通しにくい状況が継続しております。また、国内では、国際貿易交渉の進展により自由化に向けた潮流が加速していくことが予想されます。

そのような中、当社グループでは、小麦粉をはじめとする「食」の安定供給を引き続き確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たしていくことが、一層重要になっていると認識しており、また、その使命を支える従業員の安全確保に努めてまいります。各事業では、事業環境の変化への適合による収益の回復と成長軌道への迅速な回帰を最優先課題として取り組んでまいります。併せて、事業競争力の強化に向け、デジタルトランスフォーメーションを推進し、業務の変革に取り組むとともに、国内・海外を含めた事業会社間の連携を強化し、グループとしての「総合力」をさらに発揮して、長期ビジョンの実現を目指してまいります。社会課題や技術革新がもたらす環境変化に向き合い、持続的な成長を実現するとともに、自らが創出する付加価値を通じて社会に貢献する循環を作り上げることで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。なお、システム環境の進化や多様化により、サイバー攻撃や不正アクセス等のシステム関連のリスクが増加しておりますが、適切な対策を実施することでリスク管理を強化しております。

製粉事業では、お客様のニーズを的確に捉えた製品の開発や価値営業の推進によりお客様との関係を一層強化し、引き続き安全・安心な製品の安定供給に努めてまいります。

加工食品事業では、生活者のニーズに対応すべく、「簡単・便利」「本格」「健康」をキーワードとした新製品の投入や積極的な販売促進施策等によるブランドロイヤリティの向上、及び成長分野である冷凍食品事業の一層の拡大を図るなど、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。

中食・惣菜事業では、当社グループの研究開発力を活かした美味しさの追求とこれまで培ってきた技術力による高い生産効率の実現を両立する高度に事業化されたビジネスモデルへの転換を図ってまいります。

酵母・バイオ、健康食品、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業では、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。

その他、国内での人手不足問題にもロボットやAIの活用、自動化等の新技術による業務プロセス改善等により適切に対応してまいります。

また、国内産小麦をはじめとする国内農畜産物の安定的供給や商品原料の安定的調達等を目的として、昨年11月に全国農業協同組合連合会と業務提携契約を締結しました。

海外事業戦略

製粉事業では、当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販に取り組み、現地市場での更なる成長を図るとともに、戦略投資を積極的に推進し、海外事業の基盤拡大に取り組んでまいります。

加工食品事業では、アジア市場で成長が見込まれる業務用プレミックス事業をさらに拡大してまいります。また、生産面ではグローバルな最適生産体制をベースにコスト競争力を強化するとともに、当社グループが長年培ってきた製造技術や高度な品質管理ノウハウを活かし、パスタ、パスタソース、冷凍食品等の更なる事業拡大に取り組んでまいります。

酵母・バイオ事業では、製パン用イーストの需要が高まっているインド市場に参入すべく、Oriental Yeast India Pvt. Ltd.がイースト工場の建設を進めており、高品質な製品を現地市場に供給することで、事業の拡大を目指してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により工事を中断したため、昨年夏頃を予定しておりました当該工場の稼働時期につきましては未定であります。

その他、製粉、食品、ペカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、お客様にとって付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。さらに、自動化技術の活用による更なる効率化も検討し、人手不足問題等にも対応してまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原料及び燃料相場への対応として、調達・生産コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応できる事業基盤を構築してまいります。

麦政策等の制度変更に向けた取組み

TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、日EU・EPA、並びに日米貿易協定の発効により、米国産・カナダ産・豪州産小麦のマークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）の引き下げが開始されました。一方で、これらの協定の発効に加え、日英包括的経済連携協定の発効やRCEP（地域的な包括的経済連携）協定への署名等国際貿易協定は広がりを見せており、小麦関連製品の国境措置が低下し、関係国からの輸入製品との競争激化が想定されます。自由化に向けた潮流が加速していく中、情勢の変化を適切に見極めながら、引き続きグローバル競争で勝ち抜くべく国内外での強固な企業体質を構築してまいります。

企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」の実践並びにそのための取組みの促進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任（CSR）を果たしてきております。

ガバナンスの強化につきましては、監査等委員会設置会社として、健全で実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築、維持するとともに、コンプライアンスにつきましては、関連法規や社会規範及び社内規程・ルールを遵守し、公正かつ自由な競争の中で事業の発展を図っております。内部統制においても、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体に広く内部統制システムの整備を行い、専任組織によるモニタリングにより、その維持、改善に努めております。

また、安全で健康的な食の提供、気候変動への対応、働きがいのある労働環境の確保等を内容とする「CSR重要課題（マテリアリティ）」を特定し、経営の最重要課題の一つと位置付けてグループ全社で取り組んでおります。

安全で健康的な食の提供につきましては、安全・安心な製品をお届けするために、食品安全に加え、食品防御（フードディフェンス）を強化しております。また、消費者の皆様の意識や社会の潮流を見極め、備えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR（Consumer Relations）室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実に努めております。さらには、小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保するために、BCP（事業継続計画）による災害や感染症等への備えの拡充にも努めており、新型コロナウイルス感染症への対応においても早期にBCPを発動し、感染対策を徹底し、事業活動の維持を図っております。

気候変動への対応につきましては、2030年度までのグループCO₂削減目標を設定し、工場での省エネ性能の高い機器の導入や他社との共同配送等により環境負荷の低減を目指しております。製品開発においても、調理段階まで想定したエネルギー低減やプラスチックの削減・減量化、リサイクル性の向上等、環境に配慮した製品の開発を行っております。さらには、現在の2030年度までのグループCO₂削減目標の政府方針に沿った見直しも含め、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組みについての検討を進めております。

働きがいのある労働環境の確保につきましては、リスクアセスメントによって従業員の労働災害の未然防止対策強化を図るとともに、「健康」で「活き活き」と働くことを実現するために、メンタルヘルスケアや健康増進にも力を入れ、社長をトップとして、健康経営を推進しております。2020年度には経済産業省が創設した認定制度である「健康経営優良法人2021（ホワイト500）」の認定を取得いたしました。また、柔軟な働き方を可能とする制度改正など、多様な働き方の実現に向けた取組みを進めております。

さらに、社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、震災被災地の復興支援、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献等を行っております。

当社グループは、このような企業の社会的責任への取組みを、今後も継続してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」「日清製粉グループクライシスコントロール規程」を制定し、リスクに対する適切な対応を確保し、リスクの予防・制御を目的とした日常的なリスクマネジメント活動を強化しております。また、当社社長を委員長、各事業会社社長等を委員とするリスクマネジメント委員会を設置し、当社グループ全体の重要リスクの確認と対応策の推進を図る等、事業運営におけるリスクの低減に取り組んでおります。さらに、リスクマネジメント委員会の下部組織として、企画部会、災害部会、海外安全対策部会を設置し、課題ごとの具体策を検討・提言する体制を整備することにより、適切なリスクマネジメントに努め、当社グループの事業継続と安全・安心な製品の安定供給という使命を果たしてまいります。

以下の主要なリスクについては、そのリスクが将来的に顕在化する可能性の程度、顕在化した場合の影響度をそれぞれ3段階で評価しております。この評価は上記リスクマネジメント委員会で行ったものであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2021年6月25日）現在において当社グループが判断したものであります。

国際貿易交渉の進展と麦政策の変更 影響度：大 可能性の程度：高

T P P 1 1 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、及び日 E U ・ E P A、日米貿易協定等、国際貿易交渉の進展により貿易の自由化に向けた潮流は加速しており、今後国内事業においては、小麦関連製品の国境措置低下に伴う需要変動、競争激化により、当社グループの製粉、加工食品事業を始めとする小麦粉関連業界に影響が及ぶことが予想されます。

また、国内での麦政策の見直し等により、現行の国家貿易のあり方など小麦の管理手法（調達・在庫・売渡方法など）の変更、国内小麦粉・二次加工品市場の混乱、関連業界の再編など製粉事業、加工食品事業においてリスクの発生可能性があります。

< 主要な対応策 >

このような貿易自由化・麦政策変更等のリスクに対応するため、当社グループはグローバルな生産体制の整備や新技術の活用によるローコストオペレーション、顧客ニーズの変化への適合、海外事業拡大の一層の加速等に取り組んでおり、今後もより強固な企業体質を構築してまいります。

製品安全 影響度：大 可能性の程度：低

食の安全・安心についての社会的関心が年々高まっており、食品業界におきましては、より一層厳格な対応が求められるようになっております。当社グループは、自社工場、及び生産の外部委託先に対して製品安全に関する取り組みを継続的に実施しておりますが、外的要因も含め、当社グループの想定範囲を超えた事象が発生した場合、製品回収、出荷不能品が発生する可能性があります。

< 主要な対応策 >

このような製品安全上のリスクに対応するため、当社グループは「消費者視点での品質保証」を基本とし、開発から製造・物流・営業まで、全ての業務に携わる従業員への教育・指導、新規原材料・新製品に対する安全性の総合的評価（セイフティレビュー）、食品防衛（フードディフェンス）の取り組み強化、食品安全マネジメントシステムの国際規格である ISO・FSSC等の認証取得と継続的な実効性検証、生産の外部委託先に対する自社工場と同様の管理の徹底等、製品の品質保証体制の維持・向上に取り組んでおります。

災害・事故・感染症 影響度：大 可能性の程度：中

当社グループは、安全・安心な製品を安定的に供給するために工場等の設備維持・安全確保に努めておりますが、地震や風水害などの大規模自然災害、火災・爆発などの事故や新たな感染症の流行が発生した場合、損害発生、顧客への製品供給に支障をきたすなどの可能性があります。

< 主要な対応策 >

このような災害・事故に係るリスクに対応するため、当社グループは地震・風水害など自然災害の発生時に人的被害・工場等の設備破損が生じないように主要工場の耐震補強、水害対策等を進めるとともに、火災・爆発などの事故発生防止の体制作り強化（設備・安全監査の実施、設備安全に関する規程整備を含む）、大規模地震に備えた B C P（事業継続計画）、及び風水害に備えたタイムライン等を整備しております。また、発生後の経過と終息を予測することの難しい新たな感染症に対しては、B C P（事業継続計画）、及び感染防止対策等を整備しております。なお、大規模自然災害対策にあたっては、近年の災害甚大化に伴う国の災害想定見直しを逐次確認し、それに対応した対策見直しを行っております。

(新型コロナウイルス感染症について)

国内外の経済活動に重大な影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症は、いまだ先行きは不透明であり、当社グループの現状においては最優先に取り組むべきリスクであると認識しております。当社グループでは、従業員の安全と「食」の安定供給を持続的に確保するため、2020年1月に社長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して以降、同対策本部を毎月開催し、感染予防策の徹底、各事業への影響把握と対応策の検討・指示等を行ってきており、今後も新型コロナウイルス感染症がもたらす様々なリスクに迅速かつ適切に対応して参ります。なお、新型コロナウイルス感染症による当社グループの影響については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載のとおりであります。

他社とのアライアンス及び企業買収の効果の実現 影響度：大 可能性の程度：中

当社グループは、事業ポートフォリオの強化を図り、長期的な企業価値の極大化を実現するため、国内外において他社とのアライアンス及び企業買収を行っておりますが、アライアンス及び買収後の事業が当初の想定通りに進捗しない場合等には、その効果を実現できない可能性があります。また、企業買収等に伴い発生しているのれん等の無形資産について、期待されるキャッシュ・フローを生み出さない状況になるなど、収益性低下により投資額の回収が見込めなくなることにより、多額の減損損失を計上する必要が生じた場合、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

<主要な対応策>

当社グループは今後も事業ポートフォリオの強化を進めてまいります。他社とのアライアンス及び企業買収については、独自のガイドラインに基づく案件の事前検証、適切なM & Aチーム体制の構築等を実施することでリスクの低減を図り、アライアンス及び買収直後から確実な事業継承・立上げやP M I活動の充実等に取り組んでまいります。

原材料調達 影響度：大 可能性の程度：中

当社グループは、各事業において安全で、かつコスト競争力のある原材料の持続的な調達に努めておりますが、原材料市況の変動及び賃金、物流コスト、包装資材等の原材料価格の上昇などで調達コストが高騰し、コスト低減を実現できない可能性があります。また、輸入小麦価格の大幅な引き上げ等原材料や商品等の調達コストの上昇に対応した小麦粉及び加工食品等の販売価格の改定が確実に行われない場合、当社グループの経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、原材料調達に係る環境・人権問題等の社会的課題に対して適切に対応できなかった場合、企業としての信頼が失墜し、企業ブランド価値・競争力の低下に繋がる可能性があります。

<主要な対応策>

このような原材料調達に係るリスクに対応するため、当社グループは調達コスト、生産コストの継続的なローコストオペレーションを推進するとともに、マーケットの変化に適合した新製品開発や高付加価値化戦略等により製品の適正価値維持に取り組んでおります。また、安全な原材料を安定的かつ持続的に調達するため、サプライヤーとの協力のもと、サプライチェーンも含めて公正で倫理的な取引を基本とした責任ある調達活動を行ってまいります。

情報セキュリティ・DX（デジタルトランスフォーメーション） 影響度：大 可能性の程度：中

当社グループは、業務効率の最適化を実現するため基幹系をはじめとして多くのシステムを活用しておりますが、システム運用上のトラブルの発生、当社グループの予測不能なウィルスの侵入・サイバーテロや情報への不正アクセスなどにより、顧客対応に支障をきたす可能性や、営業秘密・個人情報の社外への流出などによる費用の発生、社会的信用の低下などにより事業活動に影響を及ぼす可能性があります。一方、新たな情報技術を活用したデジタルトランスフォーメーションへの対応の遅れは、市場の環境変化に伴う事業競争力や不測の異常事態発生時における事業継続の対応力の低下を招く可能性があります。

<主要な対応策>

このようなリスクを低減するため、当社グループでは「情報セキュリティ基本規程」に基づく積極的な情報セキュリティ活動（教育訓練含む）を展開すると共にセキュリティ関連の情報収集に努め、より高度なコンピューターウイルス対策の実行、基幹系サーバの二重化等の適切なIT管理体制の構築に取り組んでおります。また、新たな情報技術の活用においても、機動性重視の対応方針の下、グループ横断で優先順位をつけた業務のデジタル化やデジタルマーケティングを含む事業モデルの変革等に取り組んでおります。

環境課題 影響度：大 可能性の程度：中

当社グループは、企業活動を通じて省エネルギー、廃棄物削減など環境負荷低減に積極的に取り組んでおります。しかしながら、当社グループの想定範囲を超えた環境に係る法的規制の変更、強化等の他、ステークホルダーからの環境対応の要請の高まりにより、想定を超える費用が発生する可能性があります。また、当社グループが、気候変動及び食品廃棄物・容器包装プラスチック廃棄物等のグローバルな環境課題に対して適切な対応ができなかった場合、地球環境保全に貢献できないだけでなく、当社グループの企業ブランド価値が低下し、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

<主要な対応策>

当社グループは地球環境保全を最重要の経営課題の一つとして「日清製粉グループ環境基本方針」を制定しており、ISO14001のグループ認証や2030年までの中期環境目標（CO₂排出量の削減と資源の有効利用に注力）の達成に向けて取り組んでおります。さらに、食品廃棄物の発生抑制や再利用、環境配慮設計の推進などの「食品廃棄物、容器包装廃棄物への対応」及び事業活動におけるCO₂の排出削減などの「気候変動及び水問題への対応」を当社グループのCSR重要課題に位置付けて取り組みを推進し、政府が提唱する「2030年に温暖化ガス排出2013年度比46%削減、2050年に温暖化ガス排出実質ゼロ」に向けて長期目標の策定を進め、企業価値の向上と企業競争力の強化を図り、社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

海外事業 影響度：中 可能性の程度：中

当社グループは、アジア、北米、オセアニアを中心に積極的にグローバル展開を推進し、海外売上高比率は20%超に達しております。また、コスト競争力強化のため、グローバルな最適生産体制の構築にも取り組んでおります。今後も海外事業基盤の拡大に取り組んでまいります。海外においては、政治あるいは経済の予期しない変動や法律・規制の変更、及び訴訟の提起、テロあるいは紛争等の発生、及び新型コロナウイルスの流行による事業活動の制約・停滞などにより、業績悪化、事業継続に支障が生じるなどの可能性があります。

<主要な対応策>

このような海外事業におけるリスクを低減するため、グループ横断のリスクマネジメント委員会の下部組織である海外安全対策部会や外部専門家等を通じて、現地経営環境を踏まえた事業運営の適切な管理・サポート等の実施、及び現地に派遣する従業員の研修体制を整備するとともに、現地従業員の安全確保に努めております。

為替変動 影響度：中 可能性の程度：中

当社グループは、加工食品事業をはじめ各事業において、原材料・製品の一部を海外より調達しており、為替変動により調達コストが増加する可能性があります。また、海外事業においては損益、財務状況が円換算の変動により悪影響を受け、製粉事業においては副産物のふすま価格が為替で変動する輸入ふすま価格の影響を受ける可能性があります。

<主要な対応策>

このような為替変動によるリスクに対応するため、当社グループではグループ横断の為替委員会を設置し、為替予約ルールの設定、為替に関する情報共有及び対策の協議を行うなど、為替変動により業績が大きく左右されないよう取り組んでおります。

人材の確保等 影響度：中 可能性の程度：中

当社グループは、事業競争力強化のため既存事業のモデルチェンジと事業ポートフォリオの強化に取り組んでおり、それらに対応するための多様な人材を確保・育成する必要があります。しかし、労働力人口の減少や雇用情勢の変動等により、当社グループのそれぞれの事業で必要とする人材の確保・育成等ができない場合には、長期的に当社グループの競争力が低下する可能性があります。

<主要な対応策>

このような人材の確保に係るリスクに対応するため、当社グループは採用活動の強化、教育研修の充実、及び多様な価値観を持つ従業員一人ひとりが能力を十分に発揮できる、健全で働きがいのある労働環境の確保や適切な労務管理に努めるとともに、併せて自動化、ロボット化、AI等の様々な技術の導入による生産効率の向上に取り組んでいます。

新技術への対応 影響度：中 可能性の程度：中

当社グループは、それぞれの事業において、急激な市場の変化や技術の進化・変化に適切な対応が取れず、製品開発技術力・生産技術力の低下、及び基盤技術の陳腐化に繋がった場合、顧客ニーズに適合した魅力ある新製品開発ができず、出荷低迷、企業ブランド価値の低下により経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

< 主要な対応策 >

このような新技術への対応遅れ等のリスクに対応するため、当社グループでは、グループ横断プロジェクト等を活用した技術の進化と技術者の育成、グループシナジー効果を活用した技術領域の拡大、産官学共同研究等外部からの技術導入の推進等、社内外の総合力を最大化することで継続的に技術力を強化し、市場で求められる製品開発に取り組んでまいります。

上記以外にも当社グループが事業活動を展開するうえで、経済情勢や業界環境の変化に伴う主要製品の出荷変動、単価下落リスクの他、国内外での法的規制・訴訟リスク、商標権・特許権等の知的財産権に伴うリスク、取引先（生産委託先を含む）の経営環境の変化によるリスクなど、様々なリスクが当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスク回避、低減に向けて適切に取り組んでまいります。

< 社会的課題に対する取り組み >

当社グループは、未来に向かって「健康」を支え「食のインフラ」を担うグローバル展開企業の実現に向けて、経済的価値と社会的価値の双方を追求し、グループ一体で企業価値の向上を目指して取り組んでおります。その実現には、人口動態の変化、地球温暖化や廃棄物汚染・食資源の枯渇、サプライチェーンも含めた環境・人権問題等の社会的課題に対応していく必要がありますが、それらの社会的課題に対するステークホルダーのニーズ・要請の変化に対して、製品開発を含めた事業活動全体を通じて適切に対応できなかった場合、企業としての信頼が失墜し、企業ブランド価値・競争力の低下に繋がり、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

このような社会的課題への対応リスクを低減するため、当社グループでは、優先的に取り組むべき課題を抽出・整理し、「CSR重要課題」として特定しました。この重要課題への取り組みを経営や事業戦略に統合することで長期的な企業の価値向上や競争力の強化に繋げ、社会の持続可能な発展に貢献できるよう努めてまいります。

CSR重要課題

- (1) 安全で健康的な食の提供と責任ある消費者コミュニケーション
- (2) 安定的かつ持続可能な原材料の調達推進
- (3) 食品廃棄物、容器包装廃棄物への対応
- (4) 気候変動及び水問題への対応
- (5) 健全で働きがいのある労働環境の保護

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要及び経営者の視点による分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2021年6月25日）現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成しております。連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、並びに収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定を必要とします。当社グループはこれら見積り及び仮定について過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、これら見積り及び仮定と実績が異なる場合があります。

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（追加情報）」に記載のとおりであります。

たな卸資産

たな卸資産は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」に基づき、取得原価と正味売却価額のいずれか低い価額で測定しております。また、需要の変化によって過剰又は滞留するたな卸資産についても、簿価を切り下げております。市況の変動や需要動向により、追加の評価減が必要となる可能性があります。

貸倒引当金

当社グループは、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、必要な貸倒引当金を計上しております。顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループでは投資有価証券を所有しておりますが、時価のある有価証券については時価法を、時価のない有価証券については原価法を採用しております。当社グループでは、時価のある有価証券については、時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には減損処理し、30%から50%の下落の場合には、当該有価証券発行会社の業績等を勘案し必要に応じ減損処理しております。時価のない有価証券については、その実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、回復の見込が確実と認められる場合を除き、減損処理しております。

当社グループでは投資有価証券について必要な減損処理をこれまでに行ってきたり、現状では減損すべき投資有価証券はありませんが、将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が発生し、減損処理が必要となる可能性があります。

企業結合

当社グループは、企業結合により取得した企業又は事業の取得原価は、時価で算定しております。取得原価は、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち企業結合日時点において識別可能なものの企業結合日時点の時価を基礎として、当該資産及び負債に対して配分しております。取得原価が、企業結合日における識別可能資産及び負債の正味価額を上回る場合にその超過額をのれんとして会計処理しております。

取得した資産、特に無形資産の時価の算定は、多くの場合、経営者の重要な判断を必要とします。当社グループは、独立の第三者による評価結果を利用し、入手可能な過去の情報と将来の見通し及びその仮定に基づいて時価を算定しております。経営者は、これらの判断及び評価は合理的であると判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、のれんを含む固定資産の帳簿価額が回収不能であると判断された場合、回収可能価額まで減額しております。減損の兆候が生じた資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、減損処理が必要と判断し、当該資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額とし、独立の第三者による評価結果を利用した将来キャッシュ・フローに基づいております。なお、将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。

経営者は、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、及び回収可能価額の見積りに関する評価を行っており、これらの判断及び評価は合理的であると判断しております。当社グループには、現状では減損すべき固定資産はありませんが、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には減損処理が必要となる可能性があります。なお、提出日現在において、これらの見積りの見直しが必要となる事象は生じておりません。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み及び税務計画に基づき、回収可能性を十分に検討し、回収可能な額を計上しております。しかしながら、繰延税金資産の回収見込額に変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩又は追加計上により利益が変動する可能性があります。

退職給付に係る負債

当社グループの退職一時金制度及び既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度における退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の給付水準、退職率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率などが含まれます。割引率は期末における複数の格付機関による直近の格付けがダブルA格相当以上を得ている社債等の市場利回りに基づき、長期期待運用収益率は保有している年金資産の運用方針や過去の運用実績等に基づき決定しております。実績が前提条件と異なる場合、又は、前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

(2) 財政状態及び経営成績の状況及び経営者の視点による認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績の概況及び分析

当連結会計年度につきましては、全世界において新型コロナウイルス感染症の拡大と収束が繰り返される中、世界経済は米国や中国を中心に昨年後半から回復に転じました。一方で国内経済は、製造業において生産や輸出が堅調だったものの、非製造業において持ち直しの鈍さが目立ち、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような中、当社グループは、社会的使命である小麦粉をはじめとする「食」の安定供給の確保に最優先で取り組み、また、その使命を支える従業員の安全確保に努めました。各事業におきましては、新しい生活様式の形成等の社会変化により顕在化した内食需要の拡大や、成長販路に対する対策を強化するとともに、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～総合力の発揮とモデルチェンジ」で描く目指す姿の実現に向け、更なる成長の基盤づくりを着実に進めました。また、その一環として、国内産小麦をはじめとする国内農畜産物の安定的供給や商品原料の安定的調達等を目的として、昨年11月に全国農業協同組合連合会と業務提携契約を締結しました。

当期の業績につきましては、売上高は、2019年7月に連結子会社化したトオカツフーズ株式会社の第1四半期における連結効果があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による国内外における業務用小麦粉等の出荷減や国内製粉事業における昨年1月の小麦粉価格の値下げ、エンジニアリング事業における設備工事の減少等により6,794億95百万円（前期比95.4%）となりました。利益面では、米国製粉事業の業績回復、新型コロナウイルス感染症の影響による家庭用食品の販売増、医薬品原薬の販売増等による利益増があったものの、外出自粛等の影響による国内外製粉事業の販売収益悪化や中食・惣菜事業の販売低調、設備工事の減少等により、営業利益は271億97百万円（前期比94.3%）、経常利益は298億86百万円（前期比95.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年に特別利益として計上したトオカツフーズ株式会社の連結子会社化に伴う段階取得に係る差益の反動等により、190億11百万円（前期比84.8%）となりました。

（前期比較）

（単位：百万円）

	2020年3月期	2021年3月期	前期差	前期比
売上高	712,180	679,495	32,685	95.4%
営業利益	28,852	27,197	1,655	94.3%
経常利益	31,434	29,886	1,547	95.1%
親会社株主に 帰属する当期純利益	22,407	19,011	3,395	84.8%

セグメント別の経営成績及び経営者の視点による認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

2021年3月期 売上高・営業利益

(単位：百万円)

	売上高		営業利益	
	実績	(前期差)	実績	(前期差)
製粉事業	285,798	20,947	6,317	3,008
食品事業	214,710	3,249	15,350	2,455
中食・惣菜事業	142,747	12,779	1,278	457
その他	36,240	21,267	4,240	458
調整	-	-	9	185
連結計	679,495	32,685	27,197	1,655

(注1) 売上高はセグメント間取引消去後です。

(注2) 営業利益の調整額はセグメント間取引消去等です。

1) 製粉事業

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	前期差	前期比
売上高	306,745	285,798	20,947	93.2%
営業利益	9,326	6,317	3,008	67.7%

国内製粉事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による内食シフトでパスタや即席麺等家庭用向けの需要は増加しましたが、パンや菓子等の専門店や外食等業務用向け需要の減少等が継続しており、業務用小麦粉の出荷は前年を下回りました。また、輸入小麦の政府売渡価格が昨年4月に5銘柄平均で3.1%引き上げられ、10月に同4.3%引き下げられたことを受け、それぞれ昨年6月及び本年1月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外製粉事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、北米等において家庭用加工食品メーカー向けの小麦粉の販売が堅調に推移した一方、豪州のAllied Pinnacle Pty Ltd.におけるプレミックス、ベーカーリー関連原材料の販売やタイ、ニュージーランドにおける業務用小麦粉の販売が低調に推移したことにより、売上げは前年を下回りました。

この結果、製粉事業の売上高は2,857億98百万円(前期比93.2%)、営業利益は米国における業績回復等があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響で、国内において外出自粛等により販売構成面の影響を受け販売収益が悪化したこと、豪州において付加価値品の販売低調に伴い収益が悪化したこと等により、63億17百万円(前期比67.7%)となりました。

2) 食品事業

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	前期差	前期比
売上高	217,959	214,710	3,249	98.5%
営業利益	12,895	15,350	2,455	119.0%

加工食品事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による内食需要の高まりを受け、家庭用製品の出荷が大きく伸長した一方、外食需要の低迷により、業務用製品の出荷が減少しました。そのような中で、変化する消費者ニーズに対応した高付加価値製品の開発・上市を進めるとともに、キャンペーンの実施やオンラインイベントへの協賛等のデジタル施策を実施しました。また、輸入小麦の政府売渡価格改定に伴う業務用小麦粉の価格改定を受け、昨年9月及び本年2月に家庭用小麦粉の価格改定を実施しました。この結果、加工食品事業の売上は前年を下回りました。

酵母・バイオ事業につきましては、製パン用素材等の出荷が減少し、売上は前年を下回りました。なお、インドの子会社であるOriental Yeast India Pvt. Ltd.において建設中であるイースト新工場は、新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により稼働時期が未定となっております。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬及び消費者向け製品の出荷増により、売上は前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,147億10百万円（前期比98.5%）、営業利益は家庭用製品及び医薬品原薬の出荷増、販売促進費の減少等により153億50百万円（前期比119.0%）となりました。

3) 中食・惣菜事業

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	前期差	前期比
売上高	129,967	142,747	12,779	109.8%
営業利益	1,736	1,278	457	73.6%

中食・惣菜事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク実施率の増加や外出機会の減少により、都市部及び行楽地を中心に販売が減少したものの、2019年7月に連結子会社化したトオカツフーズ株式会社の第1四半期における連結効果により、売上は前年を上回りました。

この結果、中食・惣菜事業の売上高は1,427億47百万円（前期比109.8%）となりました。営業利益は生産効率の改善やおせちの販売増があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による販売減少の影響が大きく、12億78百万円（前期比73.6%）となりました。

4) その他事業

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	前期差	前期比
売上高	57,507	36,240	21,267	63.0%
営業利益	4,698	4,240	458	90.2%

エンジニアリング事業につきましては、設備工事の減少により売上は前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、抗ウイルス関連製品の販売好調はあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に自動車の生産台数が落ち込む中、自動車部品向け等の化成品の出荷が減少し、売上は前年を下回りました。

ペットフード事業につきましては、昨年3月末の販売事業譲渡後、受託生産のみを継続しておりましたが、本年3月末をもって受託生産を終了しました。

この結果、その他事業の売上高は362億40百万円（前期比63.0%）、営業利益は42億40百万円（前期比90.2%）となりました。

当連結会計年度の財政状態の概況及び分析

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	前期末差
流動資産	238,980	238,674	306
固定資産	427,234	448,740	21,505
資産合計	666,215	687,415	21,199
流動負債	131,058	108,740	22,318
固定負債	126,114	133,900	7,786
負債合計	257,172	242,640	14,532
純資産合計	409,042	444,774	35,732
負債純資産合計	666,215	687,415	21,199

当連結会計年度末における資産、負債、純資産の状況は以下のとおりです。

流動資産は2,386億74百万円で、現金及び預金は増加したものの、受取手形及び売掛金の回収や有価証券の償還による減少等に伴い、前年度末に比べ3億6百万円減少しました。固定資産は4,487億40百万円で、保有している投資有価証券の評価差額金の増加等に伴い、前年度末に比べ215億5百万円増加しました。この結果、資産合計は6,874億15百万円で前年度末に比べ211億99百万円増加しました。

また、流動負債は1,087億40百万円で、支払手形及び買掛金の支払や短期借入金の返済による減少等に伴い、前年度末に比べ223億18百万円減少しました。固定負債は1,339億0百万円で、子会社の為替換算レート変動によるリース債務の増加等に伴い、前年度末に比べ77億86百万円増加しました。この結果、負債合計は2,426億40百万円となり、前年度末に比べ145億32百万円減少しました。純資産合計は親会社株主に帰属する当期純利益による増加、配当金の支出による減少、その他の包括利益累計額の増加等により、前年度末に比べ357億32百万円増加し、4,447億74百万円となりました。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(3) キャッシュ・フローの状況及び資本の財源及び資金の流動性についての分析
キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	前期差
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,420	49,506	11,085
投資活動によるキャッシュ・フロー	96,844	17,105	79,739
フリー・キャッシュ・フロー	58,424	32,400	90,825
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,337	31,264	39,602
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,451	1,466	2,917
現金及び現金同等物の増減額	51,537	2,602	54,139
連結子会社の決算期変更に伴う 現金及び現金同等物の増減額	713	-	713
現金及び現金同等物の期末残高	56,550	59,152	2,602

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益297億62百万円、減価償却費222億71百万円等による資金増加が、仕入債務の減少及び法人税等の支払等の資金減少を上回ったことにより、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは495億6百万円の資金増加（前連結会計年度は384億20百万円の資金増加）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

合理化・省力化関連の投資を中心に、有形及び無形固定資産の取得に173億59百万円を支出したこと等により、当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは171億5百万円の資金減少（前連結会計年度は968億44百万円の資金減少）となりました。

以上により、当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたフリー・キャッシュ・フローは、324億0百万円の資金増加（前連結会計年度は584億24百万円の資金減少）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

短期借入金の返済により144億22百万円を支出したこと及び株主の皆様への利益還元といたしまして配当に101億11百万円を支出したこと等により、当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは312億64百万円の資金減少（前連結会計年度は83億37百万円の資金増加）となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物残高は591億52百万円となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末の有利子負債（リース債務含む）残高は788億円ですが、営業活動によるキャッシュ・フローや現金及び現金同等物の残高を考慮すると、当社グループの資金は、当面十分な流動性を確保しております。

当社グループは長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～総合力の発揮とモデルチェンジ」に基づき、持続的成長に向けて、設備投資、M & A、人材育成、技術開発等の戦略投資を今後さらに積極的に加速させると同時に、株主還元につきましては、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様へ長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。具体的には、連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュ・フローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。なお、今後の重要な設備投資の計画につきましては、「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載のとおりであります。

そのための資金は、資本効率の向上と財務の安定性のバランスを取りながら、内部及び外部の両財源より調達してまいります。内部からの資金捻出は、既に導入しておりますキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)を利用した国内連結子会社の資金の一元管理、及び政策保有株式の縮減を含めた資産の圧縮に引き続き取り組むことにより、外部からは当社グループの健全な財務体質を背景に有利子負債等により、調達してまいります。

(4) 中期経営計画「NNI - 120」の達成状況及び経営者の視点による分析・検討内容

中期経営計画「NNI - 120」の業績目標と資本政策

当社グループは、2015年度に、2020年度を最終年度とする有期目標を掲げた中期経営計画「NNI - 120」を策定しました。中期経営計画では、コア事業の収益基盤の再構築に注力すると同時に、買収事業を含めた自立的成長と新規戦略投資(M & A、設備投資)等の実行により、着実な利益成長を目指し、2020年度の業績目標を以下のとおりとしておりました。

<2020年度の業績目標>

・売上高	7,500億円 (基準年度:2014年度 5,261億円)	年率平均6%成長
・営業利益	300億円 (同 204億円)	年率平均7%成長
・EPS	80円 (同 53円)	EPS (1株当たり当期純利益) は、利益成長と資本政策の両面から年率平均8%成長を目指す。

また、資本効率の向上と財務の安定性のバランスを取りながら、将来の成長に向け戦略投資を推進するとともに、従来以上に積極的な株主還元に取り組む資本政策を以下のとおり策定しました。

<資本政策>

- ・連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし、今後、さらに積極的に配当の上積みを図る。
- ・自己株式取得を機動的に実行していく。

中期経営計画「NNI - 120」の達成状況

2019年度までの進捗は、売上高、営業利益、EPS (1株当たり当期純利益) について、概ね最終年度目標の年平均成長率に沿って着実に成長いたしました。最終年度となる2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で製粉事業及び中食・惣菜事業の業績が悪化し、また、設備工事の一時的な減少、ペットフード事業の譲渡等もあり、売上高は6,794億円 (業績目標: 7,500億円)、営業利益は271億円 (同300億円)、EPS (1株当たり当期純利益) は64円 (同80円) となりました。

資本政策につきましては、2020年度の1株当たり年間配当金は37円、配当性向は57.9%となり、連結ベースでの配当性向を40%以上とする経営計画の基本方針のもと、連続増配を継続しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しておりますが、早期に販売力・収益力を回復させることを最優先課題として注力してまいります。なお、足元の事業環境を見極めることを優先し、新たな中期経営計画については策定を一旦見送っております。

(5) 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減率(%)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
製粉	293,368	274,459	6.4
食品	112,428	111,746	0.6
中食・惣菜	120,423	133,118	10.5
その他	25,458	19,407	23.8
合計	551,678	538,732	2.3

(注) 1 金額は、期間中の平均販売価格等により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去してあります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 受注実績

重要な受注生産を行っておりませんので、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減率(%)
	金額(百万円)	金額(百万円)	
製粉	306,745	285,798	6.8
食品	217,959	214,710	1.5
中食・惣菜	129,967	142,747	9.8
その他	57,507	36,240	37.0
合計	712,180	679,495	4.6

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去してあります。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)ファミリーマート	93,867	13.2	102,941	15.1

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

主要な原材料価格及び販売価格の変動については「(2) 財政状態及び経営成績の状況及び経営者の視点による認識及び分析・検討内容」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当社の組織として主に基盤技術を研究開発する基礎研究所、及び主に各事業に導入する生産技術の開発とナノテクノロジー技術の開発を担う生産技術研究所を設置するほか、連結子会社である日清製粉㈱、Allied Pinnacle Pty Ltd.（以上製粉事業）、日清フーズ㈱、オリエンタル酵母工業㈱、日清ファルマ㈱（以上食品事業）、日清エンジニアリング㈱、㈱NBCメッシュテック（以上その他事業）にそれぞれ研究開発組織を配置し、各事業領域に特化した研究開発を行っております。

これらの研究開発組織においては、新製品候補素材の探索や新技術の確立を目的とした基礎研究を行う一方、マーケットのニーズ・ウォンツに適合した新製品や調理加工技術の開発、既存製品の改良、生産システムの自動化、粉粒体関連技術の開発・応用など、幅広い研究開発活動を行っております。いずれも研究領域における専門性を高め最新技術を導入するため内外の研究機関などと積極的に連携を深め、研究開発の効率化と成果の事業化を強力に推進しております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、6,593百万円であります。

なお、研究開発費には、特定のセグメントに関連付けられない研究費用934百万円が含まれております。

当連結会計年度の研究開発の概要と主な成果は次のとおりであります。

(1) 製粉事業

日清製粉㈱技術開発本部、つくば穀物科学研究所が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、新しい小麦粉加工技術及び小麦・小麦粉を中心とした穀物科学と穀粉加工技術の研究開発などを行っております。主な成果としては、小麦を細かくしすぎない製粉方法を研究し、パンや菓子に加工した時に自然みのある素朴な味わいと独特な歯切れの良い食感をもたらす業務用小麦粉「SELVAGGIO（セルヴァジジョ）」シリーズ2品を発売しました。また、Allied Pinnacle Pty Ltd.では、小麦粉、プレミックス、ペーカリー関連原材料の開発活動を行っております。

製粉事業に係る研究開発費は1,050百万円であります。

(2) 食品事業

日清フーズ㈱のプロダクトマネジメント統括部が中心となり、当社の基礎研究所、生産技術研究所と連携して、各種プレミックス・乾麺・パスタ・レトルト食品・冷凍食品等の全温度帯商品群の研究開発を行っております。主な成果としては、パッケージの袋を使って下ごしらえができて、深さ1cmの油で簡単に揚げられる簡便調理のニーズに対応した「日清 ふりふりカンタン から揚げ粉 ふり・から しょうが醤油味」を発売しました。オリエンタル酵母工業㈱の食品部門では、食品研究所と4つの食品開発センターでイーストや製パン用をはじめとした食品素材及び日持・品質向上剤等の研究開発を行い、バイオ部門では長浜生物科学研究所と長浜工場CS開発部において再生医療関連製品等の研究開発を行っております。日清ファルマ㈱健康科学研究所では各種健康食品の開発と産官学で連携して機能性素材の研究開発を行っております。主な成果としては、長寿遺伝子との関連性が注目され身体の機能を保つのに必要な成分であるNMN（ニコチンアミドモノヌクレオチド）を配合した「パワーサプライNMN」を発売しました。

食品事業に係る研究開発費は3,561百万円であります。

(3) 中食・惣菜事業

中食・惣菜に関する研究開発は、当社の基礎研究所において品質・日持向上を目的として調理加工技術および微生物制御技術の研究開発を、生産技術研究所において省人化を目的として自動化技術およびロボット技術の研究開発を行っております。これらの研究開発は早期の実用化を目指し、トオカツフーズ㈱、イニシオフーズ㈱、㈱ジョイアス・フーズと連携して取り組んでおります。

中食・惣菜事業に係る研究開発費は430百万円であります。

(4) その他事業

日清エンジニアリング㈱では、粉体事業部が各種粉体の粉碎、分級などの機器、及び熱プラズマ法によるナノ粒子製造技術を当社の生産技術研究所と連携して研究開発しております。また㈱NBCメッシュテックでは、スクリーン印刷用・産業用資材、化成品の各分野において新製品及び新素材の研究開発を行っております。

その他事業に係る研究開発費は615百万円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)では、生産能力の増強や製品安全等を目的とする設備投資を実施しております。当連結会計年度の設備投資の内訳(支払ベース)は、次のとおりであります。

	当連結会計年度	前期比
製粉	8,304百万円	9.3%
食品	5,235	46.5
中食・惣菜	2,853	4.5
その他	1,129	31.7
計	<u>17,522</u>	<u>20.5</u>
消去又は全社	<u>162</u>	<u>-</u>
合計	17,359	20.8

製粉事業においては、能力増強、製品安全及び生産の合理化・省力化関連の投資を中心に行いました。

食品事業においては、能力増強、製品安全関連の投資を中心に行いました。

中食・惣菜事業においては、能力増強、製品安全関連の投資を中心に行いました。

その他事業においては、能力増強の投資を中心に行いました。

なお、当連結会計年度において、減損損失977百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結損益計算書関係)」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社及び国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	使用権 資産	その他	合計	
日清製粉(株)	鶴見工場 (川崎市川崎区)	製粉	小麦粉生産設備	4,547	2,002	5,594 (81)	-	239	12,383	125 [4]
日清製粉(株)	東灘工場 (神戸市東灘区)	製粉	小麦粉生産設備	3,975	1,455	1,803 (30)	-	962	8,280	91 [1]
日清製粉(株)	千葉工場 (千葉市美浜区)	製粉	小麦粉生産設備	1,784	996	294 (43)	-	107	3,184	73 [1]
日清製粉(株)	知多工場 (知多市)	製粉	小麦粉生産設備	3,077	1,516	68 (33)	-	215	4,878	57 [1]
日清製粉(株)	福岡工場 (福岡市中央区)	製粉	小麦粉生産設備	2,980	1,059	3,454 (25)	-	109	7,604	44 [1]
日清フーズ(株)	館林工場 (館林市)	食品	プレミックス 生産設備	857	581	245 (27)	-	61	1,751	45 [37]
マ・マー マカロニ(株)	宇都宮工場 (宇都宮市)	食品	パスタ生産設備	802	1,653	27 (23)	-	217	2,700	60 [223]
オリエンタル 酵母工業(株)	大阪工場 (吹田市)	食品	イースト他の 製造設備	1,242	1,093	(注)4 167 (22) [5]	-	99	2,602	82 [26]
オリエンタル 酵母工業(株)	びわ工場 (滋賀県長浜市)	食品	フラワーペース ト、粉末かんす い、ベーキング パウダー他の 製造設備	908	452	709 (36)	-	58	2,128	49 [22]
トオカツ フーズ(株)	千葉柏工場 (千葉県柏市)	中食・ 惣菜	弁当・惣菜等 調理済食品生産 設備	3,654	383	- (5)	-	729	4,767	61 [535]
(株)ジョイアス・ フーズ	児玉工場 (埼玉県児玉郡 上里町)	中食・ 惣菜	調理麺製造設備	783	833	1,060 (85)	-	170	2,846	54 [415]
(株)ジョイアス・ フーズ	京都工場 (京都府久世郡 久御山町)	中食・ 惣菜	調理麺製造設備	693	792	779 (16)	-	21	2,287	49 [458]
(株)N B C メッシュテック	山梨都留工場 (都留市)	その他	メッシュクロス ・化成品製造 設備	884	905	447 (35)	-	162	2,401	242 [86]
(株)日清製粉 グループ本社	本社及び研究所 (東京都千代田 区、埼玉県ふじみ 野市他)		事務所、研究 開発施設設備	3,152	742	10,011 (40)	-	972	14,879	337 [46]

(2) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	使用権 資産	その他	合計	
Miller Milling Company, LLC	ウィンチェスター工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産設備	1,619	2,429	445 (80)	-	219	4,714	48 [2]
Miller Milling Company, LLC	フレズノ工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産設備	358	1,515	235 (130)	-	58	2,168	33 [7]
Miller Milling Company, LLC	ロサンゼルス工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産設備	1,292	719	755 (23)	-	82	2,849	40 [3]
Miller Milling Company, LLC	オークランド工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産設備	796	1,239	1,436 (51)	-	43	3,516	44 [1]
Miller Milling Company, LLC	サギノー工場 (アメリカ)	製粉	小麦粉生産設備	3,817	3,859	76 (26)	-	211	7,964	49 [3]
Allied Pinnacle Pty Ltd.	アルトナ工場 (オーストラリア)	製粉	ベーカリー原材 料生産設備	5	3,655	- (19)	2,758	472	6,891	246 [3]
Allied Pinnacle Pty Ltd.	ケンジントン工場 (オーストラリア)	製粉	小麦粉生産設備	35	274	- (11)	2,289	147	2,746	56 [0]
Allied Pinnacle Pty Ltd.	キングスグローブ工場 (オーストラリア)	製粉	プレミックス 生産設備	170	319	- (22)	6,316	86	6,892	70 [0]
Allied Pinnacle Pty Ltd.	ピクトン工場 (オーストラリア)	製粉	小麦粉生産設備	-	281	- (1,103)	5,679	187	6,148	35 [0]
Allied Pinnacle Pty Ltd.	テニソン工場 (オーストラリア)	製粉	小麦粉生産設備	168	256	- (25)	4,355	170	4,950	72 [4]
Allied Pinnacle Pty Ltd.	タラマリン工場 (オーストラリア)	製粉	ベーカリー原材 料生産設備	4	926	- (9)	2,206	560	3,699	93 [24]
Champion Flour Milling Ltd.	クライスト チャーチ工場 (ニュージー ランド)	製粉	小麦粉生産設備	501	681	595 (15)	16	55	1,851	54 [3]
Champion Flour Milling Ltd.	マンガヌイ工場 (ニュージー ランド)	製粉	小麦粉生産設備	366	633	(注)4 - [14]	759	65	1,825	46 [0]
Rogers Foods Ltd.	チリワック工場 (カナダ)	製粉	小麦粉生産設備	2,139	1,676	30 (41)	-	37	3,883	62 [0]
Nisshin-STC Flour Milling Co., Ltd.	パバデー工場 (タイ)	製粉	小麦粉生産設備	642	502	274 (15)	-	194	1,613	116 [0]

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及びリース資産の合計であります。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 従業員数の [] は、臨時従業員数を外書きしております。

4 連結会社以外から、全部又は一部を賃借しております。賃借している土地の面積については [] で外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)の設備投資については、生産能力の増強や製品安全等を目的とする投資を中心に計画しております。

当連結会計年度末現在における設備の新設等に係る投資予定金額(支払ベース)は210億円ですが、その所要資金については主に自己資金で充当する予定であります。

重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
Oriental Yeast India Pvt. Ltd.	インド・ マハラシュトラ州	食品	イースト 製造設備	15,700	9,761	自己資金	2017年 7月	未定 (注) 1	1日当たり 100トン

(注) 1 新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により完了時期は未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	932,856,000
計	932,856,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	304,357,891	304,357,891	東京証券取引所 (市場第一部)	株主としての権利内容に制限 のない標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	304,357,891	304,357,891		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

<2014年8月19日発行の新株予約権>

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

決議年月日	株主総会の普通決議日(2014年6月26日)、 取締役会決議日(2014年7月29日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 14
新株予約権の数(個)(注)1	4(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)1	普通株式 4,400 (注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1個当たり 1,274,900 (注)4、7
新株予約権の行使期間(注)1	2016年8月20日～2021年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	1株当たり発行価格 1,159 1株当たり資本組入額 580 (注)7
新株予約権の行使の条件(注)1	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項(注)1	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)1	(注)6

(注)1 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。
- 3 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
- 4 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 5 (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。

- (4) 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。
- 6 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
 - (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 7 2014年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

決議年月日	株主総会の特別決議日（2014年6月26日）、 取締役会決議日（2014年7月29日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計44
新株予約権の数（個）（注）1	38 [31] （注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1	普通株式 41,800 [34,100] （注）3、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1	1個当たり 1,274,900 （注）4、7
新株予約権の行使期間（注）1	2016年8月20日～2021年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1	1株当たり発行価格 1,159 1株当たり資本組入額 580 （注）7
新株予約権の行使の条件（注）1	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	（注）6

（注）1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,100株であります。
- 3 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
- 4 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 5 (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にあ

る会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 6 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
 - (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- 7 2014年10月1日付で当社普通株式1株につき1.1株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

< 2015年8月19日発行の新株予約権 >

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

決議年月日	株主総会の普通決議日（2015年6月25日）、 取締役会決議日（2015年7月30日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の取締役 14
新株予約権の数（個）（注）1	68（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1	普通株式 68,000 （注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1	1個当たり 1,748,000 （注）4
新株予約権の行使期間（注）1	2017年8月20日～2022年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1	1株当たり発行価格 1,748 1株当たり資本組入額 874
新株予約権の行使の条件（注）1	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	（注）6

（注）1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 3 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
- 4 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 5 (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 6 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

決議年月日	株主総会の特別決議日（2015年6月25日）、 取締役会決議日（2015年7月30日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計45
新株予約権の数（個）（注）1	132（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1	普通株式 132,000 （注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1	1個当たり 1,748,000 （注）4
新株予約権の行使期間（注）1	2017年8月20日～2022年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1	1株当たり発行価格 1,748 1株当たり資本組入額 874
新株予約権の行使の条件（注）1	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	（注）6

（注）1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 3 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
- 4 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 5 (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 6 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

< 2016年8月15日発行の新株予約権 >

取締役に対して会社法第361条に定める報酬等として発行している新株予約権

決議年月日	株主総会の普通決議日(2016年6月28日)、 取締役会決議日(2016年7月26日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役 14
新株予約権の数(個)(注)1	91(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)(注)1	普通株式 91,000 (注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	1個当たり 1,753,000 (注)4
新株予約権の行使期間(注)1	2018年8月16日～2023年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	1株当たり発行価格 1,753 1株当たり資本組入額 877
新株予約権の行使の条件(注)1	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項(注)1	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注)1	(注)6

(注)1 当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 3 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
- 4 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併(合併により当社が消滅する場合を除く。)を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 5 (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社(上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。)の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合(疾病、障害により辞任した場合を除く。)、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

- 6 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

当社執行役員及び連結子会社（海外子会社を除く。）の取締役の一部の者に対して、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行している新株予約権

決議年月日	株主総会の特別決議日（2016年6月28日）、 取締役会決議日（2016年7月26日）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の執行役員及び連結子会社（海外の子会社を除く）の取締役の一部の者 合計47
新株予約権の数（個）（注）1	170（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）（注）1	普通株式 170,000 （注）3
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）1	1個当たり 1,753,000 （注）4
新株予約権の行使期間（注）1	2018年8月16日～2023年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）1	1株当たり発行価格 1,753 1株当たり資本組入額 877
新株予約権の行使の条件（注）1	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項（注）1	譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項（注）1	（注）6

（注）1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- 2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 3 株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
- 4 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使時の1株当たり払込金額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行又は自己株式の処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）を行う場合又は株式交換完全親会社になる場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

- 5 (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員であること。但し、新株予約権者が当社又は当社の連結子会社（上場会社とその子会社及び海外子会社を除く。）の取締役あるいは執行役員でない場合でも、退任の日から2年を経過した日又は新株予約権を行使することができる期間の開始日から2年を経過した日のいずれか遅い日まで権利行使を行うことができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が10ヶ月以内に相続することを確定の上、同期間中に当社に対して権利保有者変更手続を行った場合に限り、新株予約権の相続を認め、相続人は新株予約権者と同条件で権利行使を行うことができる。なお、当該相続人からの相続は認めない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
- (4) 新株予約権者が取締役又は執行役員を解任された場合、自己都合により退任した場合（疾病、障害により辞任した場合を除く。）、禁固刑以上の刑事罰に処せられた場合、当社及び当社の子会社と競業関係にある会社の取締役、顧問に就任した場合など、新株予約権の付与の目的上権利を行使させることが相当でない事由が生じた場合は、直ちに権利を喪失するものとする。

6 組織再編に際して定める契約又は計画等に以下に定める会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
当社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年10月1日	27,668	304,357		17,117		9,500

(注) 2014年10月1日付で当社普通株式を1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	100	32	372	496	23	24,474	25,497	-
所有株式数 (単元)	-	1,450,335	50,374	640,032	429,634	72	469,188	3,039,635	394,391
所有株式数 の割合(%)	-	47.71	1.66	21.06	14.13	0.00	15.44	100.00	-

(注) 1 自己株式6,877,204株は「個人その他」に68,771単元及び「単元未満株式の状況」に104株含めて記載しております。なお、自己株式6,877,204株は株主名簿記載上の株式数であり、2021年3月31日現在の実質的な所有株式数は6,876,857株であります。また、当該自己株式には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式25,000株は含まれておりません。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ24単元及び27株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	36,568	12.29
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	19,387	6.51
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	16,988	5.71
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	14,434	4.85
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	10,447	3.51
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号	6,932	2.33
丸紅株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	6,284	2.11
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	5,026	1.68
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	4,224	1.42
日清製粉グループ社員持株会	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地	3,602	1.21
計		123,897	41.64

(注) 1 上記のほか、自己株式6,877千株があります。

2 2018年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJ銀行及び共同保有者2社が2018年4月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,849	1.26
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	8,454	2.78
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,478	1.14
計		15,783	5.19

- 3 2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及び共同保有者2社が2018年12月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	2,419	0.79
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	6,080	2.00
日興アセットマネジメント株 式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	7,825	2.57
計		16,325	5.36

- 4 2020年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者5社が2020年5月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	3,697	1.21
ブラックロック・ファンド・ マネジャーズ・リミテッド (BlackRock Fund Managers Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・アベ ニュー 12	392	0.13
ブラックロック・アセット・ マネジメント・アイルラン ド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)	アイルランド共和国 ダブリン ボールス ブリッジ ボールスブリッジパーク 2 1 階	931	0.31
ブラックロック・ファンド・ アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)	米国 カリフォルニア州 サンフランシス コ市 ハワード・ストリート 400	2,672	0.88
ブラックロック・インスティ テューショナル・トラスト・ カンパニー、エヌ・エイ・ (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)	米国 カリフォルニア州 サンフランシス コ市 ハワード・ストリート 400	2,924	0.96
ブラックロック・インベスト メント・マネジメント(ユー ケー)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	英国 ロンドン市 スログモートン・アベ ニュー 12	1,125	0.37
計		11,742	3.86

- 5 2020年7月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が2020年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	1,714	0.56
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	17,953	5.90
計		19,668	6.46

- 6 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が2020年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	10,447	3.43
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	8,976	2.95
計		19,423	6.38

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 6,876,800	-	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
	(相互保有株式) 普通株式 271,200	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 296,815,500	2,968,155	同上
単元未満株式	普通株式 394,391	-	-
発行済株式総数	304,357,891	-	-
総株主の議決権	-	2,968,155	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株(議決権の数24個)、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株(議決権の数3個)、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式が25,000株(議決権の数250個)含まれております。

2 「単元未満株式」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が27株、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が47株含まれているほか、当社所有の自己株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己株式

株式会社日清製粉グループ本社 57株

相互保有株式

日本ロジテム株式会社 55株

千葉共同サイロ株式会社 45株

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
自己株式 株式会社日清製粉 グループ本社	東京都千代田区神田錦町 一丁目25番地	6,876,800	-	6,876,800	2.25
相互保有株式 石川株式会社	神戸市兵庫区島上町 一丁目2番10号	168,900	-	168,900	0.05
千葉共同サイロ株式会社	千葉市美浜区新港16番地	95,700	-	95,700	0.03
日本ロジテム株式会社	東京都品川区荏原 一丁目19番17号	6,600	-	6,600	0.00
計		7,148,000	-	7,148,000	2.34

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式300株及び株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式25,000株は、上記自己株式等の数には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2017年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役及び執行役員並びに主要な子会社の取締役に対する新たな株式報酬制度（以下本（8）において「本制度」という。）を導入することを決議し、2017年6月28日開催の第173回定時株主総会において、当社の取締役に対する本制度の導入を決議しております。なお、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を対象とした本制度に係る報酬枠の設定につき決議しております。また、2020年5月14日開催の当社取締役会において、本制度の継続を決議しております。主要な子会社の取締役に対する本制度の導入は、各子会社の定時株主総会において、本制度の継続は、各子会社の取締役会において決議しております。

本制度の概要

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに主要な子会社の取締役（以下「対象取締役等」という。）に対し、対象取締役等の役員等に応じて設定された株式報酬基準額について、一定の算定方法で算定された数の当社株式（株式交付部分）と納税対応の観点からの金銭（金銭給付部分）を毎年交付及び給付するインセンティブプランです。当社株式は、当社及び主要な子会社が拠出する金員を原資に、当社の設定した信託（以下「本信託」という。）が取得し、本信託から対象取締役等に交付されます。

本制度を通じて対象取締役等に毎年交付される当社株式については、交付時から3年間の株式交付規程に基づく譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）を設けることとしており、対象取締役等は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることとなります。

信託契約の内容

- ・ 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ・ 信託の目的 対象取締役等に対するインセンティブの付与
- ・ 委託者 当社
- ・ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ・ 受益者 対象取締役等のうち受益者要件を充足する者
- ・ 信託管理人 当社・主要な子会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
- ・ 信託契約日 2017年5月16日
- ・ 信託期間延長合意日 2020年5月19日
- ・ 延長後の信託期間 2020年8月1日～2023年7月末日（予定）
- ・ 制度開始日 2017年7月1日
- ・ 議決権の取扱い 行使しない
- ・ 取得株式の種類 当社普通株式
- ・ 信託金の金額 2020年5月19日付の信託期間延長合意に伴い約510百万円を追加拠出
（信託報酬・信託費用として、別途信託期間延長前の信託内に残存する金銭及び配当金を充当）
- ・ 株式の取得時期 下記の各期間、下記の額の当社株式を取得するまで
 - ・ 2020年度 約130百万円
2020年7月1日～2020年7月2日
 - ・ 2021年度 約190百万円（予定）
2021年7月1日（予定）～2021年7月20日（予定）
 - ・ 2022年度 約190百万円（予定）
2022年7月1日（予定）～2022年7月20日（予定）
- ・ 株式の取得方法 株式市場より取得
- ・ 帰属権利者 当社
- ・ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

対象取締役等に取得させる予定の株式上限総数

本制度に基づいて対象取締役等に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、連続する3年度ごとに、80万株を上限とします。

本制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

対象取締役等のうち受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,240	2,106,780
当期間における取得自己株式	73	132,308

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他				
(新株予約権の権利行使)	84,150	109,673,500	7,700	8,924,300
(単元未満株式の売渡請求による売渡し)	135	219,567	-	-
保有自己株式数	6,876,857	-	6,869,230	-

(注) 1 当期間における処理自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使及び単元未満株式の売渡請求に基づく売渡しによる株式は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、並びに単元未満株式の買取り及び売渡請求に基づく売渡しによる株式は含まれておりません。

3 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として、配当を継続的に行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関につきましては、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除いて、株主総会決議に加え取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の年間配当におきましては、株主の皆様への一層の利益還元として、普通配当を前事業年度より1円増額するとともに、創業120周年記念配当2円を加えた1株当たり37円といたしました。これによりまして、株式分割において、1株当たりの配当金の調整を行わず配当総額を増加させた2014年3月期以降、実質的に8事業年度連続の増配となります。この結果、連結ベースでの配当性向は57.9%、純資産配当率は2.7%となります。

内部留保資金におきましては、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～総合力の発揮とモデルチェンジ」に基づき、持続的成長に向けて、設備投資、M & A、人材育成、技術開発等の戦略投資を今後さらに積極的に加速させ、これらに配分すると同時に、株主還元につきましては、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様へに長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。具体的には、連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュ・フローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年10月27日 取締役会決議	5,056	17
2021年6月25日 定時株主総会決議	5,949	20

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社及び当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。なお、記載は有価証券報告書提出日(2021年6月25日)現在の状況に基づき行っております。

企業統治の体制

(企業統治に関する基本的な考え方)

当社グループは「信を万事の本と為す」と「時代への適合」を社是とし、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」ことを企業理念として、小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を使命としております。当社は、この基本的理念を踏まえ、持続的な成長と長期的な企業価値の極大化を目指して、機能的な経営体制の整備と責任の明確化を図るとともに、株主をはじめとする各ステークホルダーの立場を尊重し、透明性が高く、迅速かつ適切に意思決定を行う経営を推進することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。当社は、この考え方の下、株主から経営を付託された者としての責任等様々なステークホルダーに対する責務を果たすとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出につながる実効的なガバナンスを実現するため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めております。

(企業統治の体制の概要、企業統治の体制を採用する理由)

当社は、監査等委員会設置会社であります。監査等委員会設置会社を選択している理由は次のとおりです。

- ・監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有する監査等委員会設置会社を選択するとともに、社外取締役の比率を高めることで、取締役会による業務執行状況等の監督機能を強化する。
- ・委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性・妥当性の監査を担うことで、経営の透明性を更に高めるとともに、内部監査部を監査等委員会の直轄とすることで、監査の充実を目指す。
- ・業務執行取締役の権限を見直して経営の意思決定を迅速化し、業務執行の機動性向上を図る。

これらにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の更なる向上を目指します。また、当社の企業統治に関するその他の事項は以下のとおりです。

1) 持株会社制度の採用

当社は事業子会社を株主の視点から評価・監督し、経営資源の戦略的活用とガバナンスの実効性を確保したグループ運営の遂行を目的に持株会社制度を採用しております。業務執行においては、経営の責任を明確化し、適時、適確な意思決定を図れる体制としております。

2) 経営体制

当社は経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として取締役会を設置しております。また、当社は、第三者的視点で当社の経営に意見をいただくよう独立性の高い社外取締役6名を選任しております。取締役会の構成員につきましては、下記(2)をご参照ください。取締役会の議長は、社長見目信樹が務めております。

当社は、業務執行の迅速化を高めるために執行役員制度を導入しております。また、当社グループ及びグループ各社の業務執行に関する重要事項の協議及び情報交換を行うために、執行役員を中心にメンバー構成したグループ運営会議を設置しております。グループ運営会議の構成員は、社長見目信樹、副社長執行役員滝澤道則、専務執行役員毛利晃、常務執行役員小高聡、増島直人、岩崎浩一、伊藤裕朗、執行役員鈴木栄一、永木裕、常勤の監査等委員大内章、及び社長が指名した者であり、グループ運営会議の議長は、社長見目信樹が務めております。グループ運営会議は原則として毎月2回開催する他、必要に応じて随時開催しております。

3) 監査体制

当社は社外取締役である監査等委員(河和哲雄氏、伊東敏氏及び富田美栄子氏)及び社内取締役で常勤の監査等委員(大内章氏)の、合計4名で監査等委員会を組織し、監査等委員会の委員長は、常勤の監査等委員大内章が務めております。

当社の国内における子会社には監査役を設置し、また、常勤の監査等委員は、主要子会社の監査役を兼任し、それぞれグループ各社の監査を実施しております。

監査等委員会の監査を支える人材・体制として、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を設置しております。また、当社での豊富な実務経験を持ち一定の役職を経験した者を専任者として複数名配置し、グループ各社の監査を実施しております。

常勤の監査等委員の大内章氏は、経理・財務の業務経験を有しております。非常勤の社外取締役である監査等委員の伊東敏氏は、公認会計士の資格を有しており、また河和哲雄氏、富田美栄子氏は弁護士の資格をそれぞれ有しております。

内部監査部門として、監査等委員会直轄の組織である内部監査部及び設備・安全、環境保全、品質保証の各監査を担当する専門スタッフを置き、グループ各社の内部監査を実施しております。

当社及び主要子会社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。

4) 企業統治に関して任意に設置する委員会等の体制

当社は社外役員協議会を設置しております。社外役員協議会は、全社外取締役により構成され、社外役員間の情報交換を行うとともに、取締役会からの諮問を受けて、代表取締役及び社外役員の指名並びに経営陣幹部（業務執行取締役、執行役員及び主要な事業子会社の社長等）の報酬の考え方等について協議・助言を行っております。なお、構成員は伏屋和彦氏、三村明夫氏、永井素夫氏、河和哲雄氏、伊東敏氏、富田美栄子氏の6名であり、議長は伏屋和彦氏が務めております。

また、当社は、企業価値委員会を設置しております。詳細は下記 をご参照ください。企業価値委員会は独立社外取締役のみにより構成されております。企業価値委員会の委員長は、伏屋和彦氏が務めております。

5) 企業統治体制選択の理由

当社が監査等委員会設置会社を選択している理由は上記記載のとおりです。また、上記 1)の当社が採用する持株会社制度の機能を最大限発揮するために、取締役会は、)持株会社専任で当社グループ全体を統括する各機能を担う取締役、)主要事業の市場環境及び経営に精通し、主要な事業子会社の経営者の立場を兼務する取締役、)独立した第三者的視点を有する社外取締役、及びiv)取締役会における議決権を有し、業務執行の適法性・妥当性の監査を担う監査等委員である取締役により構成することを基本としております。株主をはじめとする各ステークホルダーの立場を尊重し、透明度が高く、迅速かつ適切に意思決定を行う経営を推進するために相応しい体制であると考えております。なお、社外取締役には、取締役会においてそれぞれの豊富な経験と幅広い見識に基づき、意見を述べていただいております。社外取締役の意見は株主及び当社を取り巻く一般社会の視点に立ったもので、極めて貴重な意見であり、当社の経営において参考にしております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間(例えば業務部門と経理部門)の内部牽制を基盤とし、あわせて次の体制をとることとしております。

1) 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しており、当社及び子会社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。

(b) 当社監査等委員会及び子会社監査役は、それぞれの取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。

(c) 当社監査等委員会直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。

また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

(d) 日清製粉グループ横断的なCSR(企業の社会的責任)については、当社の「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループでの実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。

(e) 日清製粉グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。

(f) 当社は、日清製粉グループの社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。

- 2) 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 日清製粉グループでは、事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
 - (b) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスク評価とリスク対策レビューを実施するとともに、当社の「リスクマネジメント委員会」は、子会社が評価したリスクに対し適切なコントロールが構築されているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
 - (c) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。

また、クライシスが発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことにより、損害を最小限にとどめる。
 - (d) 当社監査等委員会及び子会社監査役は、それぞれの取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めたととき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。
- 3) 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議等における社長・取締役・各本部を所管する執行役員等による決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
 - (b) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。
- 4) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
 - (b) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
 - (c) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
 - (d) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
 - (e) 当社監査等委員及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
 - (f) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
 - (g) 当社監査等委員会直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。

また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。
 - (h) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。
- 5) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。
- 6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を置き、監査等委員会監査に当たって監査等委員会事務局は監査等委員会の命を受け業務を補佐する。監査等委員会事務局員の人事異動等に関しては監査等委員会の同意を得て行う。
 - (b) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会事務局の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意するものとする。

- 7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- (a) 当社監査等委員会は取締役会のほか重要な会議（「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等）に、監査等委員を出席させ、当該監査等委員は、上記重要な会議において適宜意見を述べる。
 - (b) 当社監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人・取締役・内部監査部等に対して報告を求める。
 - (c) 当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めたととき、速やかに当該会社の監査等委員会又は監査役に報告するとともに、各子会社の監査役は当社監査等委員会にも報告する。
 - (d) 子会社の監査役によって実施された監査結果は、当社監査等委員会に報告される。
 - (e) 当社内部監査部による内部統制評価結果及び内部監査結果は、当社監査等委員会に報告される。
 - (f) 当社による設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査の結果は、当社監査等委員会に報告される。
 - (g) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに当社監査等委員会に報告される。
 - (h) 当社の本部長及び子会社社長の交代の際の引継書は当社監査等委員会にも提出される。
 - (i) 当社及び子会社の稟議は、すべて当該会社の監査等委員又は監査役に回付される。
- 8) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 「コンプライアンス・ホットライン」の通報者を含む前項の報告者は、当該報告等を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いはされない。
- 9) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても、会社法第399条の2第4項に基づいて、当該監査等委員の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- (反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応することとし、以下の体制をとっております。
- (a) 「日清製粉グループの企業行動規範」では、関連法規や社会規範等を遵守する旨を定め、「社員行動指針」でも、社員は反社会的勢力からの不当な要求には、屈することなく、毅然として対決することを定めている。
 - (b) 日清製粉グループ本社内に対応統括部署を設置するとともに不当要求防止責任者を配置しており、反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、外部の専門機関と連携して、組織的に対応している。また、倫理・コンプライアンス研修等を通じて組織的な対応の周知徹底を図っている。
 - (c) 日清製粉グループ本社内にグループ各社の委員にて構成する規範倫理委員会、主要子会社には社会規範委員会を設置し、委員会では反社会的勢力からの不当な要求に屈することのないよう都度徹底すると共に、利益供与等不正支出がないことの確認を行っている。

(リスク管理体制の整備の状況)

「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、以下の体制を敷いております。

日清製粉グループでは、企業の社会的責任遂行のため、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しております。この内容を社員が正しく理解し、実践できるよう研修を始めとする全社的な啓発活動を実施すると同時に、その実効を期するため、環境監査等の各種専門監査を行うとともに、外部の弁護士及び社内担当部署に直接通報できる「コンプライアンス・ホットライン制度」を導入しております。

また、クライシス発生の予防及び発生時の適切な対応を確保するために、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」及び「日清製粉グループクライシスコントロール規程」を整備し、リスクマネジメント及びクライシスの定義を明確に定めるとともに、当社に「リスクマネジメント委員会」を設置し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括しております。なお、日清製粉グループの社員はクライシスが発生した際には当社「コールセンター」に報告することを義務付けられており、それらの情報は迅速に経営トップに報告され、適切な初動対応により損害を最小限に抑える仕組みとなっております。

取締役の定数

当社の取締役は14名以内、うち監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議について、累積投票によらない旨も定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策を可能とするため、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会決議に加えて取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

中間配当の決定機関

株主への機動的な利益還元を可能とするため、当社は、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

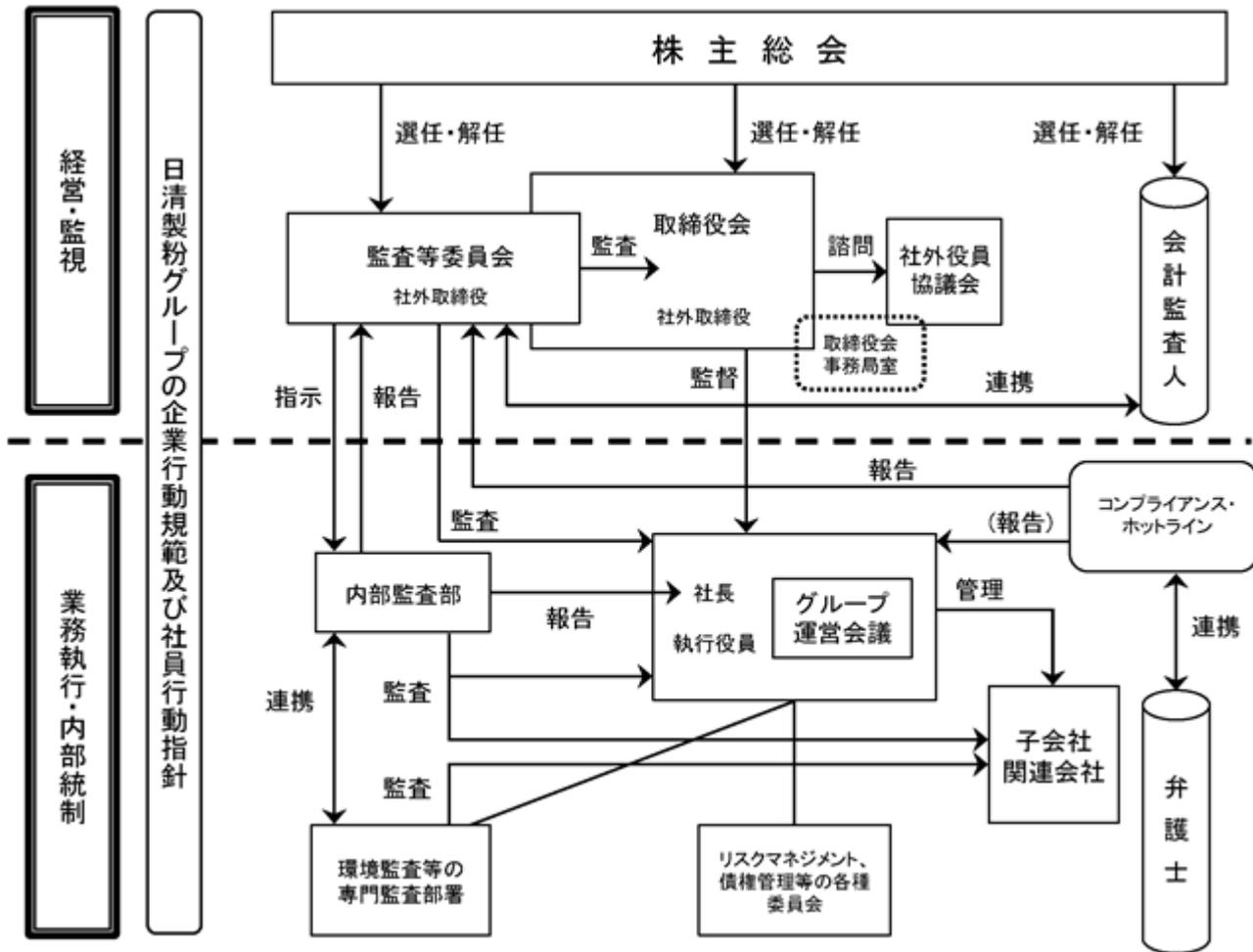
株主総会の特別決議要件

特別決議事項の審議をより確実に行うことを可能とするため、当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役等の責任免除

当社は、職務を行うにあたっての責任を合理的な範囲にとどめることにより、期待される役割を適切に遂行することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社グループの業務執行体制、経営・監視及び内部統制の仕組みは下図のとおりです。



株式会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎でもあり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。とりわけ、小麦粉は、パン、麺、菓子など幅広い食品に用いられる原料であります。当社グループは、国内の小麦粉市場において約4割のシェアを有するリーディングカンパニーであり、家庭用はもちろん、多くの食品関連メーカー等に小麦粉を供給しております。当社グループが安全で高品質な小麦粉の安定的な供給を行うことは、わが国の食文化を支え、社会機能を維持していくこととなり、その責務を果たしていくことが、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上へとつながっていきます。従って、社会への責任という観点からも、安定的な経営基盤のもとで、中長期的視点での継続的・計画的な方針に基づく経営を行い、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給を実践し続けていくことが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上には必要不可欠であり、この点に当社固有の事情があると考えております。これらへの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な情報開示がなされ、かつ相応の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要
純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第45条及び2021年6月25日開催の第177回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策(「本プラン」)を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当該買収提案について本新株予約権(下記6)の無償割当等を行わない旨の取締役会決議(「確認決議」)を求めよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。
「特定買収行為」とは、a)株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為(これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。)又はb)買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4)ア)ないしオ)記載の事項に関連する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。
- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の独立社外取締役のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議(「勧告決議」)を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて満たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適用のものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。
 - ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
 - (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者(そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為
 - イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
 - ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
 - エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること

- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。
- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、定款第45条の規定に則り、2021年6月25日開催の第177回定時株主総会において株主の皆様の事前承認を受けております。
- 2) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社独立社外取締役のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の取締役としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 本プランは、上記に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。
- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 13名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 7.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 取締役社長	見 目 信 樹	1961年2月13日生	1984年4月 当社入社 2011年9月 日清製粉株式会社常務取締役 2012年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役 2013年6月 日清製粉株式会社専務取締役 2015年4月 日清製粉株式会社取締役社長 2015年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社取締役社長(現在に至る) 2017年4月 日清製粉株式会社取締役会長 (現在に至る)	(注)3	669
代表取締役 専務執行役員 企画本部管掌 兼経理・財務本部管掌	毛 利 晃	1956年12月16日生	1979年4月 当社入社 2010年6月 当社経理・財務本部財務部長 2012年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長 2013年6月 当社取締役企画本部長 2015年6月 当社常務取締役企画本部長 2017年4月 当社常務取締役経理・財務本部長 2019年6月 当社取締役専務執行役員経理・財務本部長 2020年6月 当社取締役専務執行役員企画本部管掌兼経理・財務本部管掌 (現在に至る)	(注)3	395
取締役 常務執行役員 事業開発本部長	岩 崎 浩 一	1956年9月12日生	1980年4月 当社入社 2007年6月 日清フーズ株式会社取締役営業本部長 2010年6月 当社執行役員 2010年6月 日清フーズ株式会社常務取締役営業本部長 2012年6月 当社取締役 2012年6月 日清フーズ株式会社取締役社長 2014年6月 当社常務取締役 2015年6月 トオカツフーズ株式会社取締役 2017年6月 当社執行役員 2017年6月 トオカツフーズ株式会社取締役副会長 2019年6月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長(現在に至る) 2019年7月 トオカツフーズ株式会社取締役会長 (現在に至る)	(注)3	612
取締役 常務執行役員 技術本部長	小 高 聡	1958年11月18日生	1983年4月 当社入社 2007年6月 当社技術本部技術部長 2012年4月 日清製粉株式会社取締役生産本部長 2012年6月 当社執行役員 2015年6月 当社取締役技術本部長 2019年6月 当社常務執行役員技術本部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員技術本部長 (現在に至る)	(注)3	302

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 常務執行役員 総務本部長	増島直人	1960年9月11日生	1983年4月 当社入社 2009年6月 当社企画本部IR室長 2012年12月 当社企画本部GS(海外事業開発)付 参与 2013年7月 当社企画本部GS(国際)付参与 2014年6月 当社執行役員企画本部GS(国際)兼 同本部中国室長 2015年6月 日清製粉株式会社取締役経営企画 部長兼海外事業本部長 2016年6月 日清製粉株式会社常務取締役経営 企画部長兼海外事業本部長 2017年6月 当社取締役総務本部長 2019年6月 当社常務執行役員総務本部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員総務本 部長(現在に至る)	(注)3	280
取締役 常務執行役員	山田貴夫	1960年9月27日生	1983年4月 当社入社 2011年6月 日清製粉株式会社取締役東京営業 部長 2012年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役 2013年6月 日清製粉株式会社常務取締役営業 本部長 2015年4月 日清製粉株式会社専務取締役営業 本部長 2017年4月 日清製粉株式会社取締役社長 (現在に至る) 2019年6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る)	(注)3	360
取締役 常務執行役員	小池祐司	1960年1月16日生	1983年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員 2014年6月 日清ペットフード株式会社取締役 社長 2017年6月 当社取締役 2017年6月 日清フーズ株式会社取締役社長 (現在に至る) 2019年6月 当社取締役常務執行役員 (現在に至る)	(注)3	323
取締役	三村明夫	1940年11月2日生	1963年4月 富士製鐵株式会社入社 1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役 1997年4月 同社常務取締役 2000年4月 同社代表取締役副社長 2003年4月 同社代表取締役社長 2006年6月 当社監査役 2008年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会 長 2009年6月 当社取締役(現在に至る) 2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2013年11月 同社相談役名誉会長 2018年6月 同社社友名誉会長 2019年4月 日本製鉄株式会社社友名誉会長 (現在に至る)	(注)3	443

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	伏屋 和彦	1944年1月26日生	1967年4月 大蔵省入省 1999年7月 国税庁長官 2001年7月 国民生活金融公庫副総裁 2002年7月 内閣官房副長官補 2006年1月 会計検査院検査官 2008年2月 会計検査院長 2009年1月 定年退官 2009年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(現在に至る)	(注)3	42
取締役	永井 素夫	1954年3月4日生	1977年4月 株式会社日本興業銀行入行 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 2007年4月 同行常務執行役員 2011年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執 行役員 2011年6月 同行取締役副社長(代表取締役)兼 副社長執行役員 2014年4月 同行理事 2014年6月 同行理事退任 2015年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役(現在に至る)	(注)3	6
取締役 (常勤監査等委員)	大内 章	1961年2月13日生	1983年4月 当社入社 2014年6月 当社経理・財務本部財務部長 2015年6月 当社執行役員経理・財務本部財務 部長 2018年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役(常勤監査等委員) (現在に至る)	(注)4	197
取締役 (監査等委員)	河和 哲雄	1947年6月15日生	1975年4月 弁護士登録 1996年4月 河和法律事務所所長(現在に至る) 2002年8月 法制審議会会社法(現代化関係)部 会委員 2002年9月 日本弁護士連合会司法制度調査会 特別委嘱委員 2007年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	伊東 敏	1942年7月25日生	1967年1月 アーサー・アンダーセン・アン ド・カンパニー日本事務所入所 1970年12月 公認会計士登録 1978年9月 アーサー・アンダーセン・アン ド・カンパニー パートナー 1993年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ 監査法人)代表社員 2001年8月 伊東公認会計士事務所所長 (現在に至る) 2002年4月 中央大学会計専門大学院特任教授 2007年3月 同大学院特任教授退任 2010年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	富田 美栄子	1954年 8月15日生	1980年 4月 弁護士登録 1980年 4月 西・井関法律事務所(現西綜合法律事務所)入所 2001年 4月 東京地方裁判所民事調停委員 (現在に至る) 2017年 4月 西綜合法律事務所代表 (現在に至る) 2019年 6月 当社取締役(監査等委員) (現在に至る)	(注) 4	-
計					3,633

- (注) 1 取締役 三村明夫、伏屋和彦、永井素夫の各氏は、社外取締役であります。
2 取締役 河和哲雄、伊東敏、富田美栄子の各氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3 2021年 6月25日開催の定時株主総会での選任後、2022年 3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
4 2021年 6月25日開催の定時株主総会での選任後、2023年 3月期に係る定時株主総会の終結の時まで。
5 当社は業務執行の迅速性を高めるために執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

役職名	氏名
副社長執行役員	滝澤 道則
常務執行役員 R&D・品質保証本部長	伊藤 裕朗
常務執行役員 オリエンタル酵母工業株式会社取締役社長	中川 真佐志
常務執行役員 日清ファルマ株式会社取締役社長	佐藤 潔
常務執行役員 日清製粉株式会社専務取締役	瀧原 賢二
常務執行役員 日清フーズ株式会社専務取締役	岩橋 恭彦
執行役員 経理・財務本部長	鈴木 栄一
執行役員 総務本部人事・労務企画室長 総務本部労務部長	黒須 宏典
執行役員 R&D・品質保証本部副本部長 R&D・品質保証本部研究推進部長	吉田 亜彦
執行役員 総務本部法務部長 総務本部取締役会事務局室長	藤田 重光
執行役員 企画本部長	永木 裕
執行役員 日清製粉株式会社常務取締役	小谷 茂
執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役	新谷 浩治
執行役員 日清製粉株式会社常務取締役	渡邊 一充
執行役員 日清製粉株式会社取締役	関口 聡

社外役員の状況

当社の社外取締役は6名（うち監査等委員である社外取締役は3名）であります。

社外取締役と当社との間には、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのある人的関係・資本的关系・取引関係その他の利害関係はありません。

取締役三村明夫氏、伏屋和彦氏及び永井素夫氏には独立した社外取締役として、当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。

また、取締役河和哲雄氏、伊東敏氏及び富田美栄子氏は、独立した監査等委員である社外取締役として、当社経営への監査・監督を客観的に行っていただいております。

取締役三村明夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役として適任な方と判断いたしました。取締役伏屋和彦氏は、大蔵省（現財務省）等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役として適任な方と判断いたしました。取締役永井素夫氏は、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、社外取締役として適任な方と判断いたしました。三氏には、引き続き期待される上記の各役割を果たしていただきたいと考えております。

取締役（監査等委員）河和哲雄氏は、弁護士としての高い専門性と会社法やガバナンスに関する高度な見識に基づき監査等委員である社外取締役として主に適法性の観点から適切に監査・監督を行っていただいております。客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断いたしました。取締役（監査等委員）伊東敏氏は、公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する高度な専門的知識に基づき監査等委員である社外取締役として適切に監査・監督を行っていただいております。客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断いたしました。取締役（監査等委員）富田美栄子氏は、弁護士としての高い専門性と企業法務に関する豊富な経験に基づき監査等委員である社外取締役として主に適法性の観点から適切に監査・監督を行っていただいております。客観的な立場から当社の業務執行の監査・監督を行う監査等委員として適任な方と判断いたしました。三氏には、引き続き期待される上記の各役割を客観的な立場から果たしていただきたいと考えております。

社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）に対しては、取締役会事務局が窓口となり、取締役会の資料の配布時期にも留意し、付議される議案について事前に概要を説明しております。また、提案部署等の関係部署が必要に応じて事前説明を行っております。その上で社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）は、取締役会に出席し、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局を置き、監査等委員会資料の作成を行い、議案の説明が必要な場合は常勤の監査等委員又は監査等委員会事務局が対応いたします。

社外役員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会において常勤の監査等委員から監査の実施状況について報告を受け、内部監査部から内部監査の実施状況について報告を受けるとともに、監査法人との定期的な連絡会にも出席しております。

なお、当社は、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて「社外役員の独立性に関する基準」を以下のとおり定めております。

< 社外役員の独立性に関する基準 >

当社の社外取締役が独立性を有しているとは判断されるには、当該社外取締役が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

1) 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者（下記 2) に該当する者を除く。）

「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結売上高（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいう。

「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払いを当社に行った者をいう（当社が借入れをしている金融機関については、当社の資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している金融機関に限る。）。

- 2) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は、当該団体に所属する者を含むものとする。）
- 「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度におけるその者の年間売上高（当該財産を得ている者が法人、組合、事務所等の団体である場合は当該団体の年間連結売上高）の10%又は1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭又は財産（役員報酬を除く。）をいう。
- 3) 最近において 1)又は 2)に掲げる者に該当していた者。
- 「最近において 1)又は 2)に掲げる者に該当していた」場合とは、実質的に現在 1)又は 2)に掲げる者と同視できるような場合をいい、当該独立役員を社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が当社取締役会で決定された時点において、 1)又は 2)に掲げる者に該当していた場合をいう。
- 4) 就任の前10年以内のいずれかの時において次の (a)又は(b)のいずれかに該当していた者。
- (a) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者ではない取締役
(b) 当社の兄弟会社の業務執行者
- 5) 次の(a)から(e)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の近親者。
- (a) 上記 1)から 4)までに掲げる者
(b) 当社の子会社の業務執行者
(c) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
(d) 当社の兄弟会社の業務執行者
(e) 最近において(b)又は当社の業務執行者に該当していた者
- 「重要でない」に該当するか否かについては、会社法施行規則第74条第4項第6号ホ等に準じて判断され、具体的には、上記 1)の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、上記 2)の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む。）が「重要」な者に該当します。
- 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。なお、離婚、離縁などによって親族関係が解消されている場合は、ここにおける近親者としては取り扱いません。
- 6) 特定株主の利益を不当に主張するおそれがある者その他会社及び株主共同の利益に照らして実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

1) 監査等委員会の組織・人員

当社は監査等委員4名（社外取締役3名、社内取締役1名）で監査等委員会を組織し、監査基準及び監査計画に従い、取締役の職務執行の監査を実施しております。

社内取締役の監査等委員1名は常勤の監査等委員です。また、監査等委員会の職務を補助する者として監査等委員会事務局を設置するとともに、当社での豊富な実務経験を持ち一定の役職を経験した者を専任者として複数名配置し、グループ各社の監査を実施しております。

なお、監査等委員の大内章氏は、経理・財務の業務経験を有しており、また、監査等委員の伊東敏氏は、公認会計士の資格を有しております。

2) 監査等委員会の活動状況

[監査等委員会の開催頻度・出席状況]

当事業年度において、監査等委員会を12回開催しており、個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりです。

役職	氏名	監査等委員会出席状況
取締役監査等委員（常勤）	大内 章	全12回中12回出席
取締役監査等委員	河和 哲雄	全12回中12回出席
取締役監査等委員	伊東 敏	全12回中12回出席
取締役監査等委員	富田 美栄子	全12回中12回出席

[監査方針及び監査計画の策定]

監査等委員会は、前事業年度の監査の実効性を踏まえ、経営上の環境変化に配慮するとともに、監査上の重点対策リスクを特定して当事業年度の監査方針及び監査計画を策定しております。

[基本的監査活動]

監査等委員は、監査基準及び監査計画に従い、取締役会に出席するほか、代表取締役との定期的な会合、業務執行取締役へのヒアリング等により、取締役の職務執行の監査を行っております。常勤の監査等委員は、運営会議その他の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。また、社外取締役である監査等委員は、社外役員協議会その他の重要会議に出席しております。

[企業集団監査活動]

当社の主要子会社の監査役は、所定の監査計画に基づき監査を実施しております。また、常勤の監査等委員は、子会社の監査役と定期的に「日清製粉グループ監査連絡会」を開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化とグループ全体の監査品質の向上に努めております。これらの実施結果については監査等委員会で共有しております。

[主な検討事項]

監査等委員会は、監査に当たって、業務執行部門の職務執行状況についての効率性・妥当性を検証するとともに、リーガル・コンプライアンスの観点から重要な違法性の有無を検討し、内部統制システムの整備・運用状況の相当性の検証を行っております。また、財務報告・情報開示の正確性と信頼性の検証、取締役（監査等委員である取締役を除く）の人事・報酬に関する意見がある場合のその内容の決定、会計監査人の監査の方法や結果の相当性及び選定・再任の検討を行っております。

[会計監査人からの報告聴取]

監査等委員会は、外部監査への依拠及び監査の信頼性と相当性を確認するため、会計監査人の監査計画の段階から、四半期レビュー報告、年度決算監査報告に至るまで、全監査等委員及び子会社監査役が参加して、会計監査人と定期的に連絡会を開催し報告聴取、情報交換を行っております。また、常勤の監査等委員は、会計監査人の監査プロセスの推移をモニターし、監査上の発見事項その他の重要事項のタイムリーな掌握に努めております。監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人と協議を重ね、KAMの選定及び選定された項目に対する監査の実施状況と結果の相当性、関連する情報開示の適切性・整合性について確認を行っております。

[取締役会報告]

監査等委員会は、監査結果について定期的に取締役会に報告しております。

内部監査の状況

1) 内部監査の組織、人員及び手続

当社は内部監査部門として内部監査部21名及び設備・安全、環境保全、品質保証の各監査を担当する専門スタッフ27名を置き、日清製粉グループ各社の業務の適正を確保するため、内部監査を実施しております。

2) 監査等委員会と内部監査部門及び会計監査人との連携

内部監査部は、監査等委員会の直轄の組織として、監査結果を都度監査等委員会に報告し、また、主要子会社監査役及び専門監査スタッフは、監査結果を監査等委員会及び内部監査部に報告することを通じて、相互の連携を図ります。また、常勤の監査等委員は、主要子会社監査役及び内部監査部と、定期的に「日清製粉グループ監査連絡会」を開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化とグループ全体の監査品質の向上に努めております。

当社及び主要子会社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。監査等委員会及び内部監査部は、同監査法人と定期的に連絡会を開催し、監査計画及び監査結果について報告並びに説明を受け、また必要な情報交換を行うなど、十分な連携の確保に努めております。

会計監査の状況

1) 監査法人の名称、継続監査期間、業務を執行した公認会計士の氏名、補助者の構成

当社及び主要子会社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を委嘱しております。継続監査期間は、4年間であります。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、佐藤嘉雄、鈴木登樹男、土畠真嗣の3氏であります。また、監査業務に係る補助者の構成（連結子会社を含む。）は、公認会計士13名、その他21名であります。

2) 監査法人を選定した理由（選定方針、業務停止処分の状況を含む）

(a) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が同条に定める事由又はこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(b) 監査法人の選定理由

監査等委員会は、会計監査人の選定基準及び評価基準に従って、独立性、品質管理体制及びグローバルな監査体制等を総合的に検討し、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選定しております。

3) 監査等委員会が会計監査人の評価を行った場合、その旨及びその内容

監査等委員会は、2021年5月に会計監査人の評価を行い、独立性、品質管理及びグローバルな監査体制等を総合的に検討し、適切な監査を行っているとは評価しております。

4) 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	64	14	64	-
連結子会社	152	3	145	-
計	216	17	210	-

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、主に会計及び内部統制に関する助言・指導業務等であります。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬((a)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	7	-	2
連結子会社	151	83	118	71
計	151	90	118	74

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、主に税務関連業務等であります。

(c) 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、会社の規模、監査日数等を勘案した上で決定しております。

(d) 監査等委員会が監査報酬に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の当事業年度における監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、独立社外取締役からなる社外役員協議会の協議を経て、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、a.において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。当該決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

- ・当社の取締役の報酬は、1)優秀な人材確保、2)当社の規模及び事業領域に応じた適正水準、及び3)当社の中長期的企業価値向上に向けた健全なインセンティブの一つとしての機能の各要素を踏まえて設定することとし、一定の割合を、業績を反映する変動報酬部分で構成し、グループ貢献度等を考慮するとともに、中長期的なグループ基本戦略に対する貢献度も加味していくこととする。
- ・当社の社内取締役の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、1)役位に応じて毎月支給する固定報酬（基本報酬）、2)過去の業績に対する貢献度を反映し、原則として毎年一定の時期に支給する変動報酬（賞与）、及び3)より一層株主価値を重視した経営の推進を図るべく将来の業績を反映し、年に1回、一定の時期に支給する株式報酬の組み合わせで構成する。
- ・報酬の構成割合については、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎であり、こうした事業に則した適正な報酬ミックスにすることを基本的考え方として、固定報酬（基本報酬）、変動報酬（賞与）及び株式報酬の構成割合について、概ね70：15：15をスタートラインとして、業績によって及びの額・割合が変動することを基本方針とする。
- ・社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、経営の監督機能という役割が求められる一方、会社の中長期的な企業価値向上への一定のインセンティブを適切に付与することも重要であることから、固定報酬（基本報酬）を主として構成し、株式報酬については所定の上限の範囲で付与する。
- ・役位毎の総報酬基準額は、報酬額の客観性と妥当性を担保するため、外部機関の調査結果等も参照した上で、役位毎の職責やグループ経営への影響の大きさ等を考慮したものとす。

なお、賞与については、「d. 変動報酬（賞与）について」、株式報酬については、「e. 非金銭報酬（株式報酬）について」、報酬等の決定方法については、「c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項」に記載のとおりであります。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び賞与は年額4億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬額は年額90百万円以内と、それぞれ決議しております。また、同定時株主総会において、株式報酬制度に係る報酬枠の設定について決議しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に株式交付部分として交付される当社株式の総数は、連続する3年度ごとに35万株を上限とし、株式報酬制度に基づいて当社が当社の設定した信託に拠出する額等の合計額は、連続する3年度ごとに合計300百万円を上限とすること、及び当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に毎年交付される当社株式について、交付時から3年間譲渡制限期間（譲渡、担保権設定その他の処分をしてはならない期間）を設け、譲渡制限期間中に一定の非違行為等があった場合、当該取締役に対して、当該譲渡制限の対象となる交付株式の没収に相当する金銭賠償を求めることができるものとするを決議しております。なお、第175回定時株主総会最終時点における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名（うち社外取締役は3名）、取締役（監査等委員）の員数は4名であります。

c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び賞与の額並びに株式報酬基準額は取締役社長（見目信樹）が決定する旨を取締役会で決議しております。職責やグループ経営への影響の大きさ等を踏まえた上記各事項の決定は、グループ全体の業務執行を統括する取締役社長が行うことが適していると考えられるためであります。報酬決定過程の独立性と客観性を強化するため、各報酬の構成割合を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の考え方等について、独立社外取締役からなる社外役員協議会における協議を行い、取締役社長は、上記a.の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、c.において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を踏まえ、各取締役の基本報酬及び賞与の額並びに株式報酬基準額を決定しております。当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役社長から当該決定方針に沿って決定した旨の報告を受けたことから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

d. 変動報酬（賞与）について

当社グループの経営活動全般の活動成果を反映する連結経常利益等を指標とし、前年を上回る業績を目指して経営に取り組んでおります。支給額は、連結経常利益の前期比増減率等に基づき前年の賞与額を増減することにより決定しております。なお、当事業年度の連結経常利益の実績値は298億円（前期比95.1%）でした。

e. 非金銭報酬（株式報酬）について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、役位別の基準額に応じて算定された数の当社株式と金銭（納税対応分）を交付及び支給し、付与した株式については、一定の譲渡制限期間を設けております。詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（8）役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおりであります。

f. 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬（基本報酬）のみで構成し、監査等委員である取締役の協議により、常勤監査等委員（大内章）が監査等委員の報酬基準にしたがって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬 (基本報酬)	変動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	246	176	35	34	8
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	16	16	-	-	1
社外取締役(監査等委員を含む)	60	57	-	3	6

株式報酬制度の導入に伴い、ストックオプションとしての新株予約権につきましては、2017年以降、新規の発行は行っておりません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

保有目的が純投資目的である投資株式は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的とするもの、純投資目的以外の目的である投資株式は、業務提携・共同事業の円滑化、強化や長期的・安定的な取引関係の構築、強化を図ることを目的とするものとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

業務提携・共同事業の円滑化、強化や長期的・安定的な取引関係の構築、強化を図る観点から、株式保有を行うことが中長期的な企業価値の向上に資するものであり合理性があると認められる場合に、政策保有を行うこととしております。

(保有合理性検証方法及び取締役会における検証内容)

個別の株式について、保有目的が適切であること、及び取引状況や収益・財務状況、株主還元、信用度等を確認の上、保有に伴う便益やリスクと資本コストの比較等を行い、中長期的視点から、保有の適否を毎期取締役会において検証することとしております。検証の結果、保有合理性がないと判断された株式については縮減を図ってまいります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	25
非上場株式以外の株式	32	89,617

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	1	商品及び製品販売取引の一層の維持・強化を図るため購入

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	777

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果(注1) 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
山崎製パン(株)	11,062,343	11,062,343	当社グループが商品及び製品を販売して いる取引先であり、その取引関係を維持・ 拡大するため	有
	20,611	21,209		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 （注2）
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
日清食品ホールディングス(株)	1,264,982	1,264,982	当社グループが商品及び製品を販売している取引先であり、その取引関係を維持・拡大するため	有
	10,299	10,483		
三菱商事(株)	3,038,474	3,038,474	当社グループが商品及び製品を販売している取引先であり、その取引関係を維持・拡大するため	有
	9,583	7,360		
(株)ニチレイ	2,719,750	2,719,750	当社グループが商品及び製品を販売している取引先であり、その取引関係を維持・拡大するため	有
	7,879	7,293		
住友商事(株)	4,180,244	4,180,244	当社グループが商品及び製品を販売している取引先であり、その取引関係を維持・拡大するため	有
	6,690	5,518		
キッコーマン(株)	660,486	660,486	当社グループが商品及び製品を販売している取引先であり、その取引関係を維持・拡大するため	有
	4,546	2,979		
Eurogerm S.A.	634,580	634,580	当社グループと同社とのアジアにおける、製パン改良剤等の事業に関する業務提携をより強固なものとするため	無
	3,869	2,074		
ホソカワミクロン(株)	500,000	500,000	当社グループと同社との粉体機器事業及びプラントエンジニアリング事業等に関する業務提携をより強固なものとするため	無
	3,345	2,211		
丸紅(株)	3,135,511	3,135,511	当社グループが商品及び製品を販売している取引先であり、その取引関係を維持・拡大するため	有
	2,793	1,865		
日本通運(株)	320,800	320,800	当社グループと同社との間に物流取引関係があり、その取引関係を維持・拡大するため	有
	2,645	1,598		
清水建設(株)	2,947,000	2,947,000	当社グループが同社に建設・保全業務を委託しており、その取引関係を維持・強化するため	有
	2,644	2,479		
(株)三井住友フィナンシャルグループ	606,994	674,394	当社グループと同社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため	有
	2,453	1,957		
凸版印刷(株)	947,500	947,500	当社グループと同社との間に包装資材等の仕入取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため	有
	1,767	1,570		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 （注2）
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
キューピー(株)	689,100	689,100	当社グループと同社との間に原材料等の 仕入取引関係があり、その取引関係を維 持・強化するため	有
	1,708	1,386		
(株)三菱UFJフィナン シャル・グループ	2,571,450	3,727,150	当社グループと同社との間に金融取引関 係があり、その取引関係を維持・強化す るため	有
	1,553	1,635		
キョーリン製菓ホー ルディングス(株)	754,000	754,000	当社グループが商品及び製品を販売して いる取引先であり、その取引関係を維 持・拡大するため	有
	1,494	1,522		
(株)博報堂DYホー ルディングス	734,600	734,600	当社グループの同社を通じた広告宣伝活 動を効果的に行うため	有
	1,387	808		
日清紡ホールディン グス(株)	1,139,800	1,139,800	当社グループが商品及び製品を販売して いる取引先であり、その取引関係を維 持・拡大するため	有
	953	827		
三井住友トラスト・ ホールディングス(株)	192,033	192,033	当社グループと同社との間に金融取引関 係があり、その取引関係を維持・強化す るため	有
	742	607		
(株)群馬銀行	1,507,620	1,507,620	当社グループと同社との間に金融取引関 係があり、その取引関係を維持・強化す るため	有
	592	461		
(株)電通グループ	130,400	130,400	当社グループの同社を通じた広告宣伝活 動を効果的に行うため	有
	504	301		
(株)みずほフィナン シャルグループ	(注3) 294,651	2,946,513	当社グループと同社との間に金融取引関 係があり、その取引関係を維持・強化す るため	有
	478	375		
東京海上ホールディ ングス(株)	59,770	59,770	当社グループと同社との間に保険取引関 係があり、その取引関係を維持・強化す るため	有
	327	297		
SOMPOホールディン グス(株)	43,312	43,312	当社グループと同社との間に保険取引関 係があり、その取引関係を維持・強化す るため	有
	184	143		
日清オイリオグルー プ(株)	50,820	50,820	当社グループと同社との間に原材料等の 仕入取引関係があり、その取引関係を維 持・強化するため	有
	170	169		
ヤマエ久野(株)	96,381	94,897	(保有目的) 当社グループが商品及び製 品を販売している取引先であり、その取 引関係を維持・拡大するため (株式数が増加した理由) 商品及び製品 販売取引の一層の維持・強化を図るため 購入	有
	111	125		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 （注2）
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)千葉銀行	127,338	127,338	当社グループと同社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため	有
	94	60		
(株)七十七銀行	42,521	42,521	当社グループと同社との間に金融取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため	有
	67	54		
第一生命ホールディングス(株)	23,000	23,000	当社グループと同社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため	有
	44	28		
双日(株)	123,527	123,527	当社グループが商品及び製品を販売している取引先であり、その取引関係を維持・拡大するため	有
	38	32		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	8,241	8,241	当社グループと同社との間に保険取引関係があり、その取引関係を維持・強化するため	有
	26	24		
明治機械(株)	18,354	18,354	当社グループが同社から機器・設備等を購入しており、その取引関係を維持・強化するため	有
	5	3		

（注1） 個別の銘柄に関する定量的な保有効果の記載は、取引情報の守秘性の観点から記載を省略しております。なお、上記 a.（保有合理性検証方法及び取締役会における検証内容）に基づき、2021年1月28日の取締役会にて定性的・定量的な保有効果の検証を行っております。

（注2） 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載しております。

（注3） (株)みずほフィナンシャルグループは、2020年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、会計基準等の変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種情報を取得するとともに、当該法人や監査法人、各種団体の行う研修への参加、並びに会計専門誌の定期購読等を行っております。さらに、連結子会社等において経理責任者及び関係各部署長が個別決算内容等の連結財務諸表等の基礎となる情報が適正に作成されていることを十分に確認したことを踏まえ、各社社長がその旨を記載した宣誓書に自署押印し、当社社長へ提出する体制をとり、また、当社内においても経理責任者及び関係各部署長が同様の確認を行ったうえで宣誓書に自署押印し、当社社長へ提出する体制をとることで、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,710	61,282
受取手形及び売掛金	92,236	85,483
有価証券	7,523	452
たな卸資産	注1 79,854	注1 81,606
その他	10,180	10,361
貸倒引当金	524	511
流動資産合計	238,980	238,674
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	注2,注3,注5 69,597	注2,注3 68,269
機械装置及び運搬具（純額）	注2,注3 48,769	注2,注3 51,256
土地	注5 45,791	45,877
建設仮勘定	13,682	15,261
使用権資産	注2 23,285	注2 28,055
その他（純額）	注2 7,360	注2 6,707
有形固定資産合計	208,487	215,428
無形固定資産		
のれん	42,743	45,551
その他	25,972	27,824
無形固定資産合計	68,716	73,376
投資その他の資産		
投資有価証券	注4 135,739	注4 147,168
退職給付に係る資産	308	301
繰延税金資産	9,059	6,992
その他	注4 5,048	注4 5,602
貸倒引当金	126	128
投資その他の資産合計	150,030	159,935
固定資産合計	427,234	448,740
資産合計	666,215	687,415

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	53,730	47,946
短期借入金	注5 18,078	5,547
未払法人税等	5,829	5,022
未払費用	21,814	21,869
その他	31,605	28,353
流動負債合計	131,058	108,740
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	15,226	14,729
リース債務	30,989	36,673
繰延税金負債	29,055	30,562
修繕引当金	1,335	1,324
退職給付に係る負債	22,443	22,533
長期預り金	5,577	5,618
その他	1,485	2,458
固定負債合計	126,114	133,900
負債合計	257,172	242,640
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金	12,638	12,627
利益剰余金	332,342	341,241
自己株式	11,172	10,997
株主資本合計	350,926	359,990
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	56,970	64,687
繰延ヘッジ損益	53	222
為替換算調整勘定	11,689	9,314
退職給付に係る調整累計額	1,158	1,125
その他の包括利益累計額合計	44,069	73,098
新株予約権	137	116
非支配株主持分	13,908	11,569
純資産合計	409,042	444,774
負債純資産合計	666,215	687,415

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	712,180	679,495
売上原価	注1,注2,注3 512,356	注1,注2,注3 490,410
売上総利益	199,824	189,084
販売費及び一般管理費	注3,注4 170,971	注3,注4 161,887
営業利益	28,852	27,197
営業外収益		
受取利息	496	159
受取配当金	2,867	2,811
持分法による投資利益	1,789	1,794
受取賃貸料	295	317
その他	846	713
営業外収益合計	6,294	5,797
営業外費用		
支払利息	3,163	2,782
その他	547	324
営業外費用合計	3,711	3,107
経常利益	31,434	29,886
特別利益		
固定資産売却益	注5 104	注5 427
投資有価証券売却益	212	1,421
段階取得に係る差益	7,272	-
事業譲渡益	1,336	-
特別利益合計	8,925	1,849
特別損失		
固定資産除却損	注6 599	注6 608
減損損失	注7 5,224	注7 977
事業構造再構築費用	注8 1,028	注8 388
その他	212	-
特別損失合計	7,064	1,974
税金等調整前当期純利益	33,296	29,762
法人税、住民税及び事業税	11,040	10,671
法人税等調整額	1,414	863
法人税等合計	9,625	9,807
当期純利益	23,670	19,954
非支配株主に帰属する当期純利益	1,263	943
親会社株主に帰属する当期純利益	22,407	19,011

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	23,670	19,954
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,620	7,660
繰延ヘッジ損益	327	225
為替換算調整勘定	16,529	21,366
退職給付に係る調整額	417	71
持分法適用会社に対する持分相当額	84	25
その他の包括利益合計	注1 22,323	注1 29,298
包括利益	1,347	49,252
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	649	48,041
非支配株主に係る包括利益	698	1,211

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,117	12,882	319,705	11,403	338,303
当期変動額					
剰余金の配当			9,810		9,810
親会社株主に帰属する当期純利益			22,407		22,407
自己株式の取得				190	190
自己株式の処分		24		421	397
連結子会社の決算期変更に伴う増減			39		39
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		219			219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	244	12,636	231	12,623
当期末残高	17,117	12,638	332,342	11,172	350,926

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	62,669	393	4,086	728	65,634	167	14,743	418,848
当期変動額								
剰余金の配当								9,810
親会社株主に帰属する当期純利益								22,407
自己株式の取得								190
自己株式の処分								397
連結子会社の決算期変更に伴う増減								39
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,699	340	15,775	430	21,565	29	834	22,429
当期変動額合計	5,699	340	15,775	430	21,565	29	834	9,806
当期末残高	56,970	53	11,689	1,158	44,069	137	13,908	409,042

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,117	12,638	332,342	11,172	350,926
当期変動額					
剰余金の配当			10,111		10,111
親会社株主に帰属する当期純利益			19,011		19,011
自己株式の取得				133	133
自己株式の処分		11		307	296
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	11	8,899	174	9,063
当期末残高	17,117	12,627	341,241	10,997	359,990

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	56,970	53	11,689	1,158	44,069	137	13,908	409,042
当期変動額								
剰余金の配当								10,111
親会社株主に帰属する当期純利益								19,011
自己株式の取得								133
自己株式の処分								296
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,717	275	21,003	33	29,029	21	2,339	26,668
当期変動額合計	7,717	275	21,003	33	29,029	21	2,339	35,732
当期末残高	64,687	222	9,314	1,125	73,098	116	11,569	444,774

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	33,296	29,762
減価償却費	21,235	22,271
減損損失	5,224	977
のれん償却額	5,672	5,436
段階取得に係る差損益(は益)	7,272	-
事業譲渡損益(は益)	1,336	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,162	63
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	31	7
受取利息及び受取配当金	3,363	2,971
支払利息	3,163	2,782
持分法による投資損益(は益)	1,789	1,794
投資有価証券売却損益(は益)	210	1,421
売上債権の増減額(は増加)	3,883	9,798
たな卸資産の増減額(は増加)	6,339	2,091
仕入債務の増減額(は減少)	16,989	6,672
その他	1,458	439
小計	47,528	59,891
利息及び配当金の受取額	4,449	3,735
利息の支払額	3,145	2,784
法人税等の支払額	10,412	11,336
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,420	49,506
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,064	2,202
定期預金の払戻による収入	1,965	-
有価証券の取得による支出	1,771	881
有価証券の売却による収入	2,117	1,343
有形及び無形固定資産の取得による支出	21,919	17,359
投資有価証券の取得による支出	554	39
投資有価証券の売却による収入	291	1,934
事業譲渡による収入	1,426	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	77,189	275
その他	145	376
投資活動によるキャッシュ・フロー	96,844	17,105
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	35,719	305
短期借入金の返済による支出	43,290	14,422
長期借入れによる収入	10,000	400
社債の発行による収入	19,888	-
自己株式の売却による収入	250	122
自己株式の取得による支出	190	133
配当金の支払額	9,810	10,111
非支配株主への配当金の支払額	403	3,550
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	275	0
リース債務の返済による支出	3,549	3,874
その他	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,337	31,264
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,451	1,466
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	51,537	2,602
現金及び現金同等物の期首残高	107,374	56,550
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	713	-
現金及び現金同等物の期末残高	注1 56,550	注1 59,152

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社73社

- ・主要会社名：日清製粉(株)、Miller Milling Company,LLC、Allied Pinnacle Pty Ltd.、Champion Flour Milling Ltd.、日清フーズ(株)、日清製粉プレミックス(株)、マ・マーマカロニ(株)、オリエンタル酵母工業(株)、日清ファルマ(株)、トオカツフーズ(株)、(株)ジョイアス・フーズ、イニシオフーズ(株)、日清エンジニアリング(株)、(株)NBCメッシュテック
- ・子会社のうち(株)日清経営技術センター他3社は連結の範囲に含まれておりません。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしておりません。

(2) 連結の範囲の異動状況

- ・当連結会計年度において、重要な連結の範囲の異動はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社9社(非連結子会社1社、関連会社8社)

- ・主要会社名：日清丸紅飼料(株)、日本ロジテム(株)
- ・持分法を適用していない非連結子会社3社及び関連会社3社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がありません。

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる新日清製粉食品(青島)有限公司他2社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券.....償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

デリバティブ.....時価法

たな卸資産

製品.....小麦粉、ふすまについては主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、その他の製品については主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原料.....主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

在外連結子会社は主として定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

使用权資産

残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

修繕引当金

一部の連結子会社は、工場設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額のうち、当連結会計年度末までに負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数（主として15年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数（主として15年）による定額法により按分した額を、主としてそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

ヘッジ手段

...デリバティブ取引（為替予約取引及び通貨オプションの買建取引）

ヘッジ対象

...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針としております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、発生日以後、主に10年で均等償却を行っております。但し、少額な場合は発生年度に償却する方法によっております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

のれん及びのれん以外の無形固定資産の評価

企業結合により取得した企業又は事業の取得原価は、当該資産及び負債に対して配分しており、取得原価が、資産及び負債に配分された純額を上回る場合は、その超過額をのれんとして資産に計上しております。のれん及びのれん以外の無形固定資産は、その効果の及ぶ期間にわたって、定期的に償却しており、未償却残高は、減損処理の対象となります。のれん及びのれん以外の無形固定資産の帳簿価額が回収不能であると判断された場合、回収可能価額まで減額しております。

なお、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

1. 豪州製粉事業に係るのれん及びのれん以外の無形固定資産(顧客関連資産)の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	当連結会計年度
のれん	34,945
その他(無形固定資産)	19,655

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、2019年4月1日に豪州の製粉会社Allied Pinnacle Pty Ltd.の親会社であるPFG Topco1 Pty Ltd.の株式100%を取得した際に識別したのれん及びのれん以外の無形固定資産(顧客関連資産)について、その効果の及ぶ期間のうち既に経過した年数について償却した残額を、連結貸借対照表に計上しております。

当社グループは、株式取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、買収時の事業計画と実績及び将来の業績予測の比較分析を実施し、経営環境の著しい悪化等の減損の兆候の有無を確認しております。将来の豪州における小麦粉・プレミックス・ベーカリー関連原材料等の市場成長率や売上収益予測などを検討した結果、豪州の製粉事業に係るのれん及びのれん以外の無形固定資産について、減損の兆候はないと判断しております。

2. 中食・惣菜事業に係るのれん及びのれん以外の無形固定資産(顧客関連資産)の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	当連結会計年度
のれん	9,742
その他(無形固定資産)	3,976

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、2019年7月4日に、総合中食サプライヤーであり、当社の関連会社であったトオカツフーズ株式会社の普通株式の51%を追加取得し、連結子会社化した際に識別したのれん及びのれん以外の無形固定資産(顧客関連資産)について、その効果の及ぶ期間のうち既に経過した年数について償却した残額を、連結貸借対照表に計上しております。

当社グループは、株式取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、子会社化時の事業計画と実績及び将来の業績予測の比較分析を実施し、経営環境の著しい悪化等の減損の兆候の有無を確認しております。将来の中食・惣菜事業の市場成長率や売上収益予測などを検討した結果、トオカツフーズ株式会社ののれん及びのれん以外の無形固定資産について、減損の兆候はないと判断しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、2022年3月期の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、2022年3月期の期首の利益剰余金に加減し、期首から新たな会計方針を適用します。2022年3月期の期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「非支配株主への配当金の支払額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた404百万円は、「非支配株主への配当金の支払額」403百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

1. 株式報酬制度について

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員並びに主要な子会社の取締役(以下「対象取締役等」という。)に対する株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。

本制度を通じて対象取締役等に交付される当社株式については、交付時から3年間、株式交付規程に基づき譲渡等を制限することとしており、対象取締役等は、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに、株主との利益の共有を図ることによりさらに株主重視の経営意識を高めることとなります。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じています。

(1) 取引の概要

本制度において、対象取締役等に交付される当社株式は、当社及び主要な子会社が拠出する金員を原資に、当社の設定した信託(以下「本信託」という。)が取得し、本信託から対象取締役等に交付されます。対象取締役等には、対象取締役等の役位等に応じた株式報酬基準額を基礎に、一定の算定方法で算定された数の当社株式と納税対応の観点からの金銭が毎年交付及び給付されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しています。前連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は87百万円、株式数は38,400株であり、当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は45百万円、株式数は25,000株です。

2. 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定

新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界各国・地域での顧客の状況や市場の環境が変化しており、需要は変化しております。当社は入手しうる情報を踏まえ、国・地域ごとに、新型コロナウイルス感染症が拡大と収束を繰り返しながら、各製品の需要は変動するものの、時間の経過とともに徐々に回復に向かうと仮定した見積りに基づき、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
商品及び製品	29,024百万円	30,881百万円
仕掛品	4,441	5,483
原材料及び貯蔵品	46,387	45,241

2 有形固定資産減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	320,544百万円	336,333百万円

3 国庫補助金等の交付により取得した有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産の圧縮記帳累計額	351百万円	351百万円

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券	20,332百万円	21,168百万円
その他	162	169
(うち、共同支配企業に対する投資の金額)	(162百万円)	(169百万円)

5 担保資産

担保資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	3,785百万円	-
土地	3,278	-
合計	7,064	-

担保付債務の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
短期借入金	5,300百万円	-

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	13百万円	1百万円

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	399百万円	394百万円

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	6,538百万円	6,593百万円

4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売運賃	51,263百万円	50,728百万円
販売促進費	41,209	36,417
給料	18,858	18,933
賞与及び手当	12,513	12,104
退職給付費用	1,371	1,473

5 固定資産売却益

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

主として、土地の売却益であります。

6 固定資産除却損

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)及び当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

主として、機械装置等の除却損であります。

7 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
米国	(製粉事業)	のれん
	事業用資産 (製粉事業)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具 他
山梨県都留市他	事業用資産 (その他事業)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具
神奈川県川崎市	事業用資産 (その他事業)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具 他

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって、資産のグルーピングを行っております。

製粉事業において、米国製粉事業に係るのれんについて、販売競争激化により業績が悪化している状況を総合的に勘案し、米国会計基準に基づき減損テストを実施した結果、帳簿価額を公正価値まで減額し、減損損失3,003百万円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、のれん3,003百万円であります。

公正価値の算定にあたり割引率は8.5%を使用しております。

また、米国製粉事業におけるミネソタ州のNew Prague工場について閉鎖を決定したことから、当該工場の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失866百万円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳については、建物及び構築物358百万円、機械装置及び運搬具159百万円、その他347百万円であります。

上記資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

その他事業において、株式会社NBCメッシュテックのスクリーン印刷用メッシュクロス製造設備について、市場環境の変化により、当該設備から得られる将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失912百万円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳については、建物及び構築物636百万円、機械装置及び運搬具276百万円であります。

上記資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率は15.1%)により測定しております。

また、日清ペットフード株式会社のペットフード製造設備について、2021年3月末をもって製造事業を終了することを決定したため、当該資産の帳簿価額を事業終了までに獲得見込みの回収可能価額まで減額し、減損損失442百万円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳については、建物及び構築物99百万円、機械装置及び運搬具323百万円、その他19百万円であります。

上記資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率は9.6%)により測定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
神奈川県川崎市	事業用資産 (その他事業)	建物及び構築物

当社グループは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって、資産のグルーピングを行っております。

ペットフード事業の工場及び研究所建物について、解体撤去することを決定したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に977百万円計上しております。減損損失の内訳は、建物及び構築物並びに解体費用であります。なお、撤去が決定しているため、正味売却価額は、零として評価しております。

8 事業構造再構築費用

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

事業構造再構築費用は、米国製粉事業におけるミネソタ州New Prague工場の閉鎖関連費用及びペットフード事業の事業譲渡関連費用等であります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

事業構造再構築費用は、ペットフード事業の生産終了に伴う費用等であります。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7,826百万円	12,465百万円
組替調整額	202	1,396
税効果調整前	8,029	11,068
税効果額	2,408	3,408
その他有価証券評価差額金	5,620	7,660
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	525	312
組替調整額	52	8
税効果調整前	472	321
税効果額	145	95
繰延ヘッジ損益	327	225
為替換算調整勘定		
当期発生額	16,529	21,366
退職給付に係る調整額		
当期発生額	764	160
組替調整額	161	262
税効果調整前	602	102
税効果額	185	30
退職給付に係る調整額	417	71
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	84	25
その他の包括利益合計	22,323	29,298

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式 普通株式	304,357	-	-	304,357
自己株式 普通株式	7,234	76	231	7,079

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

株式交付信託による増加 75千株
単元未満株式の買取りによる増加 1千株

2. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少 0千株
株式交付信託による減少 59千株
ストック・オプションの権利行使による減少 172千株

3. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式38千株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権		-				137
	合 計		-				137

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 4,755百万円
1株当たり配当額 16円
基準日 2019年3月31日
効力発生日 2019年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2019年10月29日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 5,054百万円
1株当たり配当額 17円
基準日 2019年9月30日
効力発生日 2019年12月6日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2020年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	5,055百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	17円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	304,357	-	-	304,357
自己株式				
普通株式	7,079	84	180	6,983

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加株式数の内訳

株式交付信託による増加	83千株
単元未満株式の買取りによる増加	1千株

2. 普通株式の自己株式の減少株式数の内訳

単元未満株式の売却による減少	0千株
株式交付信託による減少	96千株
ストック・オプションの権利行使による減少	84千株

3. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式25千株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権		-				116
	合 計		-				116

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2020年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	5,055百万円
1株当たり配当額	17円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月26日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

2020年10月27日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	5,056百万円
1株当たり配当額	17円
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年12月4日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	5,949百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	49,710百万円	61,282百万円
有価証券	7,523	452
計	57,233	61,735
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	2,335
取得日から償還日までの期間が3ヶ月を超える債券等	683	247
現金及び現金同等物期末残高	56,550	59,152

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、中食・惣菜事業における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借主側)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	456百万円	376百万円
1年超	2,930	2,627
合計	3,386	3,003

(貸主側)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	204百万円	204百万円
1年超	3,960	3,755
合計	4,165	3,960

3. 国際財務報告基準によるリース取引

(1) 使用権資産の内容

主として、土地、建物及び構築物を使用する権利であります。

(2) 使用権資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、今後の戦略投資等に対する待機資金及び一時的な余資については確定利回りの定期預金や有価証券にて運用を行うこととし、売買差益を獲得する目的や投機的目的のための運用は行わない方針であります。また、資金調達については短期の資金需要に関しては銀行借入により、長期の資金需要に関しては銀行借入、社債発行及び増資等を市場の状況等を勘案した上で最適な方法により調達する方針であります。

投資有価証券は、業務提携・共同事業の円滑化、強化や長期的・安定的な取引関係の構築、強化を図る観点から、株式保有を行うことが中長期的な企業価値の向上に資するものであり合理性があると認められる場合に保有を行う方針であります。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、売買差益を獲得する目的や投機的目的のために単独で利用することは行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は主に定期預金で運用しており、有価証券は主として債券による運用を行っておりますが、いずれも預け入れ先または発行体の信用リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。これらのリスクに関しては、当社グループ各社の内規により、運用対象資産、預け入れ先または発行体、運用期間及び預け入れ先または発行体ごとの運用上限額等を限定することでリスクを最小化するとともに、リスクの分散を図ることとしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握するとともに、個別の政策保有株式について、保有目的が適切であること、及び取引状況や収益・財務状況、株主還元、信用度等を確認の上、保有に伴う便益やリスクと資本コストの比較等を行い、保有の適否を毎年取締役会において検証する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に運転資金の調達を目的としております。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

長期借入金及び社債は主に事業投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利は固定であります。

デリバティブ取引においては、将来の為替変動によるリスクを回避する目的で、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金を含む特定の外貨建資産、負債を対象として為替予約取引、通貨オプション取引等を利用し、また、一部在外連結子会社において、将来の小麦相場の変動リスク等を回避する目的で、原料小麦を対象とした商品先物取引等を利用しております。これらの取引については相場変動による一般的な市場リスクを有しております。このリスクを低減するため、当社グループ各社の内規により対象となる実需取引を超えるものを禁じており、その総額に対してデリバティブ取引を行える一定割合を定めております。なお、通貨オプション取引については、内規により買建のオプションのみに限定しております。また、これらの取引については、主として為替相場変動リスクが発生する事業会社所管部署からの指示に基づき、当社経理・財務本部が取引を行っております。なお、一部の連結子会社は主として各社内で所管部署からの指示に基づき財務担当部署が取引を行っております。これらデリバティブ取引の管理に当たっては、当社経理・財務本部または各社の財務担当部署が毎月銀行等よりデリバティブ取引の残高通知書を受領し、実績との一致を確認の上、当社経理・財務本部長または各社財務担当部署担当取締役及び所管部署担当取締役に報告する等の体制を敷いております。また、当社グループのデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であるため相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	49,710	49,710	-
(2) 受取手形及び売掛金	92,236	92,236	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	118,304	118,304	-
資産計	260,251	260,251	-
(1) 支払手形及び買掛金	53,730	53,730	-
(2) 短期借入金	13,490	13,490	-
(3) 社債	20,000	19,690	309
(4) 長期借入金	19,814	19,669	144
負債計	107,035	106,581	453
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	133	133	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(98)	(98)	-
デリバティブ取引計	35	35	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	61,282	61,282	-
(2) 受取手形及び売掛金	85,483	85,483	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	121,833	121,833	-
資産計	268,599	268,599	-
(1) 支払手形及び買掛金	47,946	47,946	-
(2) 短期借入金	4,307	4,307	-
(3) 社債	20,000	19,373	626
(4) 長期借入金	15,969	15,639	330
負債計	88,223	87,266	957
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11	11	-
ヘッジ会計が適用されているもの	222	222	-
デリバティブ取引計	234	234	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を時価としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「注記事項(有価証券関係)」に記載のとおりであります。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回り等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

「注記事項(デリバティブ取引関係)」に記載のとおりであります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	22,086	22,913

非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	49,710	-
受取手形及び売掛金	92,236	-
有価証券及び投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの(国債)	7,531	-
合計	149,478	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	61,282	-
受取手形及び売掛金	85,483	-
有価証券及び投資有価証券		
其他有価証券のうち満期があるもの(国債)	453	-
合計	147,218	-

(注4) 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	13,490	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	20,000
長期借入金	4,587	1,136	1,141	1,147	934	10,867
合計	18,078	1,136	1,141	1,147	934	30,867

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,307	-	-	-	-	-
社債	-	-	-	-	-	20,000
長期借入金	1,239	1,296	1,302	1,086	379	10,664
合計	5,547	1,296	1,302	1,086	379	30,664

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	109,498	27,177	82,320
	(2) 債券			
	国債・地方債等	7,157	7,156	1
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	116,656	34,334	82,322
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,281	1,733	451
	(2) 債券			
	国債・地方債等	366	366	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,648	2,099	451
合計		118,304	36,433	81,870

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,626百万円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	119,473	26,213	93,259
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	119,473	26,213	93,259
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,907	2,232	324
	(2) 債券			
	国債・地方債等	452	452	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,360	2,685	324
合計		121,833	28,899	92,934

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額4,619百万円）については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	291	212	-

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	1,934	1,421	0

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	通貨先物取引				
	買建 カナダドル	991	-	49	49
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	198	-	0	0
	ユーロ	26	-	0	0
	買建 米ドル	762	-	47	47
	ユーロ	51	-	1	1
	日本円	2	-	0	0
	英ポンド	11	-	0	0
合計		2,044	-	0	0

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値及び取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	通貨先物取引				
	買建 カナダドル	600	-	5	5
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	220	-	10	10
	ユーロ	55	-	1	1
	買建 米ドル	774	-	28	28
	ユーロ	59	-	0	0
	日本円	1	-	0	0
	英ポンド	6	-	0	0
合計		1,717	-	23	23

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値及び取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 商品関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引				
	売建 小麦	4,076	6	86	86
	買建 小麦	4,585	134	219	219
合計		8,661	141	133	133

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引				
	売建 小麦	6,719	-	120	120
	買建 小麦	4,377	316	132	132
合計		11,097	316	11	11

(注) 時価の算定方法 当該先物相場の終値等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	1,796	-	39
	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	4,496	-	55
	タイパーツ		2,294	-	114
	ユーロ		513	-	1
	豪ドル		878	-	1
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	336	-	-
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	12	-	-
合計			10,327	-	98

(注) 1 時価の算定方法 取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	1,459	-	22
	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	3,512	-	142
	タイパーツ		1,394	-	44
	ユーロ		525	-	9
	豪ドル		254	-	3
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	909	-	-
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	86	-	-
	ユーロ		23	-	-
合計			8,168	-	222

(注) 1 時価の算定方法 取引金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型制度）及び確定拠出年金制度を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社は、既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度（積立型制度）を設けております。なお、一部の連結子会社は、複数事業主制度の確定給付企業年金制度に加入しております。また、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。このほか、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度（複数事業主制度を含む）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	25,426百万円	25,903百万円
勤務費用	1,337	1,326
利息費用	178	183
数理計算上の差異の発生額	740	124
退職給付の支払額	2,053	2,140
新規連結に伴う増加額	48	-
決算期変更による増減	52	-
未払費用から振替	296	-
事業譲渡による減少額	138	-
その他	14	39
退職給付債務の期末残高	25,903	25,438

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	4,534百万円	3,768百万円
期待運用収益	36	104
数理計算上の差異の発生額	23	36
退職給付の支払額	838	690
事業主からの拠出額	59	59
年金資産の期末残高	3,768	3,205

(注) 年金資産は主として既退職の年金受給者を対象とする確定給付企業年金制度にかかるものであります。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2020年3月31日)	(2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	3,522百万円	2,861百万円
年金資産	3,768	3,205
	246	344
非積立型制度の退職給付債務	22,381	22,576
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	22,135	22,232
退職給付に係る負債	22,443	22,533
退職給付に係る資産	308	301
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	22,135	22,232

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	1,337百万円	1,326百万円
利息費用	178	183
期待運用収益	36	104
数理計算上の差異の費用処理額	370	365
過去勤務費用の費用処理額	209	102
確定給付制度に係る退職給付費用	1,640	1,668

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	209百万円	102百万円
数理計算上の差異	393	204
合計	602	102

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	626百万円	523百万円
未認識数理計算上の差異	2,345	2,140
合計	1,718	1,616

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
一般勘定	51%	51%
債券	41%	40%
その他	8%	9%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	主として0.9%	主として0.9%
長期期待運用収益率	主として1.0%	主として1.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,563百万円、当連結会計年度1,603百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
2	8

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年 ストック・オプション	2014年 ストック・オプション	2015年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 35名	当社取締役 14名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 34名	当社取締役 14名 当社執行役員(注)1 10名 当社連結子会社取締役 35名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 373,890株 (注)2	普通株式 337,700株 (注)3	普通株式 326,000株
付与日	2013年8月20日	2014年8月19日	2015年8月19日
権利確定条件	付されていません	同左	同左
対象勤務期間	定めはありません	同左	同左
権利行使期間	2015年8月21日 ~2020年8月3日	2016年8月20日 ~2021年8月2日	2017年8月20日 ~2022年8月1日

	2016年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名 当社執行役員(注)1 11名 当社連結子会社取締役 36名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 339,000株
付与日	2016年8月15日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	2018年8月16日 ~2023年8月1日

(注)1 当社執行役員には当社連結子会社取締役を兼任する者が含まれております。

- 2013年10月1日に1株を1.1株に株式分割し、2014年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2014年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2013年 ストック・ オプション (注) 1	2014年 ストック・ オプション (注) 2	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	12,100	107,800	217,000	298,000
権利確定		-	-	-
権利行使	6,050	56,100	7,000	15,000
失効	6,050	5,500	10,000	22,000
未行使残	-	46,200	200,000	261,000

(注) 1 2013年10月1日に1株を1.1株に株式分割し、2014年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2 2014年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2013年 ストック・ オプション (注) 1	2014年 ストック・ オプション (注) 2	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション
権利行使価格(円)	1,012	1,159	1,748	1,753
行使時平均株価 (円)	1,651	1,736	1,726	1,820
付与日における公正 な評価単価(円)	101	122	266	220

(注) 1 2013年10月1日に1株を1.1株に株式分割し、2014年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の価格に換算して記載しております。

2 2014年10月1日に1株を1.1株に株式分割しておりますので、株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	6,582百万円	6,678百万円
投資有価証券等	2,964	2,972
減損損失	2,157	2,346
賞与引当金	1,636	1,701
リース取引に係る申告調整額	633	1,516
無形固定資産	1,327	1,122
未払販売奨励金	1,186	963
固定資産未実現損益	881	861
繰越欠損金	795	541
減価償却費	452	527
たな卸資産	544	482
修繕引当金	407	404
未払事業税	421	399
その他	2,625	3,027
繰延税金資産小計	22,616	23,545
評価性引当額	4,737	4,617
繰延税金資産合計	17,878	18,928
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	24,766	28,175
無形固定資産	6,508	7,248
減価償却不足額	1,528	2,086
固定資産圧縮積立金	1,827	1,778
関係会社の留保利益	1,391	1,461
退職給付信託返還有価証券	964	961
その他	888	786
繰延税金負債合計	37,874	42,498
繰延税金負債の純額	19,995	23,570

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7	0.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.5
法人税税額控除	1.2	1.6
持分法による投資利益	1.6	1.8
のれん償却額	4.5	5.5
住民税均等割	0.6	0.6
連結子会社の税率差異	0.4	0.5
関係会社の留保利益	1.0	0.2
段階取得に係る差益	6.7	
事業譲渡関連	1.2	
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9%	33.0%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメント及びその他の事業は、分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは、持株会社である当社が、製品・サービス別に区分した「製粉」「食品」「中食・惣菜」、及びその他の事業ごとに、グループ戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

したがって、当社グループでは、「製粉」「食品」「中食・惣菜」の3つを報告セグメントとしております。各報告セグメントの主要製品は、以下のとおりであります。

製粉.....小麦粉、ふすま及び小麦粉関連製品

食品.....プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、
製パン用等の食品素材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品

中食・惣菜.....弁当・惣菜・調理麺等調理済食品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。事業セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額(注3)
	製粉	食品	中食・ 惣菜	計				
売上高								
外部顧客への売上高	306,745	217,959	129,967	654,673	57,507	712,180	-	712,180
セグメント間の内部 売上高又は振替高	16,507	1,465	4,991	22,963	2,406	25,369	25,369	-
計	323,252	219,424	134,959	677,637	59,913	737,550	25,369	712,180
セグメント利益	9,326	12,895	1,736	23,958	4,698	28,657	194	28,852
セグメント資産	294,565	159,399	60,065	514,031	73,642	587,674	78,540	666,215
その他の項目								
減価償却費	11,780	5,005	3,142	19,928	1,546	21,475	239	21,235
持分法適用会社への 投資額	3,370	159	-	3,530	16,649	20,179	-	20,179
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	7,629	9,094	3,474	20,198	1,731	21,930	87	21,843

(注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

セグメント資産の調整額78,540百万円には、セグメント間の資産の相殺消去(118,562百万円)、全社資産(197,103百万円)が含まれております。全社資産の主なものは投資有価証券であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸表 計上額(注3)
	製粉	食品	中食・ 惣菜	計				
売上高								
外部顧客への売上高	285,798	214,710	142,747	643,255	36,240	679,495	-	679,495
セグメント間の内部 売上高又は振替高	15,752	1,642	5,304	22,699	3,039	25,738	25,738	-
計	301,551	216,352	148,051	665,954	39,279	705,234	25,738	679,495
セグメント利益	6,317	15,350	1,278	22,946	4,240	27,187	9	27,197
セグメント資産	303,269	159,260	56,608	519,138	67,097	586,236	101,179	687,415
その他の項目								
減価償却費	11,762	5,198	4,170	21,131	1,389	22,520	249	22,271
持分法適用会社への 投資額	3,456	159	-	3,615	17,407	21,023	-	21,023
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	8,510	5,064	2,008	15,583	1,056	16,639	202	16,437

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ペットフード、エンジニアリング、メッシュクロス、荷役・保管事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

セグメント資産の調整額101,179百万円には、セグメント間の資産の相殺消去(113,550百万円)、全社資産(214,729百万円)が含まれております。全社資産の主なものは投資有価証券であります。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
545,992	166,188	712,180

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	オセアニア	その他の地域	合計
131,549	22,679	32,603	21,654	208,487

2. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
㈱ファミリーマート	93,867	中食・惣菜

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	その他の地域	合計
523,869	155,626	679,495

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	オセアニア	その他の地域	合計
128,799	22,047	41,641	22,939	215,428

2. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)ファミリーマート	102,941	中食・惣菜

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉	その他	合計
減損損失	3,869	1,354	5,224

(注) 事業用資産及びのれんに係る減損損失を記載しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉	その他	合計
減損損失	-	977	977

(注) 事業用資産に係る減損損失を記載しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉	食品	中食・惣菜	合計
当期償却額	4,580	64	1,028	5,672
当期末残高	31,591	229	10,923	42,743

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：百万円)

	製粉	食品	中食・惣菜	合計
当期償却額	4,191	64	1,180	5,436
当期末残高	35,644	165	9,742	45,551

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

記載すべき事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

記載すべき事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,328円71銭	1,456円37銭
1株当たり当期純利益	75円40銭	63円95銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	75円35銭	63円94銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	409,042	444,774
普通株式に係る純資産額(百万円)	394,995	433,089
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	137	116
非支配株主持分	13,908	11,569
普通株式の発行済株式数(株)	304,357,891	304,357,891
普通株式の自己株式数(株)	7,079,592	6,983,147
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	297,278,299	297,374,744

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	22,407	19,011
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	22,407	19,011
普通株式の期中平均株式数(株)	297,187,439	297,292,370
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳(株)		
新株予約権	184,041	28,921
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	・新株予約権 株主総会の決議日 2015年6月25日 (新株予約権68個) (新株予約権132個) 株主総会の決議日 2016年6月28日 (新株予約権91個) (新株予約権170個)

(注) 1株当たり純資産額の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。当該信託が所有する当社株式数は、前連結会計年度末時点で38,400株、当連結会計年度末時点で25,000株であります。

また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、株式報酬制度の信託財産として日本マスタートラスト信託銀行株式会社が所有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該信託が所有する当社株式の期中平均株式数は、前連結会計年度で46,962株、当連結会計年度で51,369株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)日清製粉 グループ本社	第1回無担保社債	2019年 7月16日	10,000	10,000	0.20	なし	2029年 7月13日
(株)日清製粉 グループ本社	第2回無担保社債	2019年 7月16日	10,000	10,000	0.56	なし	2039年 7月15日
合計	-	-	20,000	20,000	-	-	-

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	-	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	13,490	4,307	0.5271	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,587	1,239	2.5025	-
1年以内に返済予定のリース債務	1,869	1,881	2.2326	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	15,226	14,729	1.3069	2022年～2034年
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	30,989	36,673	7.5927	2022年～2051年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	66,164	58,831	-	-

(注) 1 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,296	1,302	1,086	379
リース債務	1,483	1,226	757	401

2 平均利率は、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務につきましては、当社及び一部の連結子会社において、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、当該リース債務については平均利率の計算に含めておりません。

3 当社グループ(当社及び連結子会社)は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

コミットメントライン契約の総額	36,526百万円
当連結会計年度末借入実行残高	-百万円
当連結会計年度契約手数料	49百万円 (なお、当該金額は営業外費用「その他」等に含めて表示しております。)

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	165,685	335,944	513,974	679,495
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	6,497	14,644	25,520	29,762
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	4,333	9,057	16,255	19,011
1 株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	14.58	30.47	54.68	63.95

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	14.58	15.89	24.21	9.27

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,983	31,955
売掛金	注1 253	注1 285
前払費用	205	218
未収還付法人税等	1,939	2,435
その他	注1 904	注1 767
流動資産合計	24,286	35,662
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,719	5,181
構築物	414	361
機械及び装置	649	736
車両運搬具	8	5
工具、器具及び備品	509	499
土地	16,186	16,156
リース資産	641	473
建設仮勘定	7	7
有形固定資産合計	24,136	23,421
無形固定資産		
借地権	18	18
ソフトウェア	286	501
リース資産	233	174
その他	58	58
無形固定資産合計	596	753
投資その他の資産		
投資有価証券	77,495	89,642
関係会社株式	165,262	165,262
出資金	326	326
関係会社出資金	1,093	1,093
関係会社長期貸付金	92,064	85,534
その他	560	657
貸倒引当金	25	25
投資その他の資産合計	336,777	342,492
固定資産合計	361,511	366,667
資産合計	385,798	402,329

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	183	169
未払金	注1 166	注1 628
未払費用	注1 1,912	注1 2,040
預り金	注1 38,572	注1 38,559
役員賞与引当金	47	36
その他	47	41
流動負債合計	40,929	41,475
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	10,000	10,000
リース債務	472	310
繰延税金負債	17,875	21,459
退職給付引当金	3,123	3,194
その他	319	1,164
固定負債合計	51,790	56,128
負債合計	92,719	97,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,117	17,117
資本剰余金		
資本準備金	9,500	9,500
その他資本剰余金	202	190
資本剰余金合計	9,702	9,690
利益剰余金		
利益準備金	4,379	4,379
その他利益剰余金		
配当引当積立金	2,000	2,000
固定資産圧縮積立金	2,598	2,556
別途積立金	170,770	170,770
繰越利益剰余金	57,649	60,610
利益剰余金合計	237,397	240,316
自己株式	11,164	10,989
株主資本合計	253,053	256,135
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	39,888	48,474
評価・換算差額等合計	39,888	48,474
新株予約権	137	116
純資産合計	293,079	304,725
負債純資産合計	385,798	402,329

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益	注1 20,068	注1 24,335
営業費用	注1,注2 14,714	注1,注2 13,871
営業利益	5,353	10,463
営業外収益		
受取利息	注1 1,111	注1 913
受取配当金	2,113	2,060
その他	注1 98	注1 60
営業外収益合計	3,322	3,034
営業外費用		
支払利息	注1 347	注1 166
社債発行費	111	-
その他	27	10
営業外費用合計	486	177
経常利益	8,190	13,320
特別利益		
投資有価証券売却益	184	595
固定資産売却益	79	305
特別利益合計	264	901
特別損失		
固定資産除却損	32	25
減損損失	-	977
特別損失合計	32	1,003
税引前当期純利益	8,422	13,219
法人税、住民税及び事業税	56	344
法人税等調整額	94	155
法人税等合計	37	188
当期純利益	8,460	13,030

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	17,117	9,500	226	9,726	4,379	2,000	2,632	170,770
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							34	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			24	24				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	24	24	-	-	34	-
当期末残高	17,117	9,500	202	9,702	4,379	2,000	2,598	170,770

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	58,965	238,747	11,395	254,196	45,741	86	45,655	167	300,019
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩	34	-		-					-
剰余金の配当	9,810	9,810		9,810					9,810
当期純利益	8,460	8,460		8,460					8,460
自己株式の取得			190	190					190
自己株式の処分			421	397					397
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					5,853	86	5,767	29	5,797
当期変動額合計	1,315	1,349	231	1,143	5,853	86	5,767	29	6,940
当期末残高	57,649	237,397	11,164	253,053	39,888	-	39,888	137	293,079

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	17,117	9,500	202	9,702	4,379	2,000	2,598	170,770
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立							26	
固定資産圧縮積立金の取崩							68	
剰余金の配当								
当期純利益								
自己株式の取得								
自己株式の処分			11	11				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	11	11	-	-	41	-
当期末残高	17,117	9,500	190	9,690	4,379	2,000	2,556	170,770

	株主資本				評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	57,649	237,397	11,164	253,053	39,888	39,888	137	293,079
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の積立	26	-		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩	68	-		-				-
剰余金の配当	10,111	10,111		10,111				10,111
当期純利益	13,030	13,030		13,030				13,030
自己株式の取得			133	133				133
自己株式の処分			307	296				296
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					8,586	8,586	21	8,564
当期変動額合計	2,960	2,918	174	3,081	8,586	8,586	21	11,646
当期末残高	60,610	240,316	10,989	256,135	48,474	48,474	116	304,725

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 満期保有目的の債券...償却原価法
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法
 - (3) その他有価証券
時価のあるもの
...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
...移動平均法による原価法
- 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法...時価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く).....定率法
但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- 4 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
金銭債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
従業員及び既退職の年金受給者の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数(15年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。
- 5 ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理によっております。但し、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
 - (2) ヘッジ手段
...デリバティブ取引(為替予約取引及び通貨オプションの買建取引)
ヘッジ対象
...外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
 - (3) ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針としております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、高い有効性があるとみなしております。

6 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式及び関係会社出資金の評価

関係会社株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の時価又は実質価額が著しく低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しております。

なお、将来の投資先の業績不振等により、時価又は実質価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には減損処理が必要となる可能性があります。

豪州製粉会社の関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
関係会社株式	16,375

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、2019年4月1日に豪州の製粉会社Allied Pinnacle Pty Ltd.の親会社であるPFG Topcol Pty Ltd.の株式を当社の連結子会社である日清製粉株式会社とともに取得し、取得時に支出した額を貸借対照表に計上しております。

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力等を加味した株式の実質価額と取得価額を比較し、実質価額の著しい下落がある場合には減損処理を行う必要があります。

当社は、株式取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって実現するか確認するため、当初事業計画と実績及び将来の業績予測の比較分析を実施しております。将来の豪州における小麦粉・プレミックス・ベーカリー関連原材料等の市場成長率や売上収益予測などを検討した結果、当該株式について減損処理を行う必要はないと判断しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「社債利息」は、金額の重要性が乏しいため、当事業年度においては「営業外費用」の「支払利息」に含めて表示しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(株式報酬制度について)

連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	887百万円	836百万円
短期金銭債務	38,242	38,268

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	19,958百万円	24,192百万円
営業費用	785	794
営業取引以外の取引高	1,210	1,065

- 2 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
なお、営業費用はすべて一般管理費であります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料	2,115百万円	2,030百万円
賞与及び手当	1,970	2,003
退職給付費用	22	181
調査研究費	2,536	2,498
広告宣伝費	2,348	1,710
減価償却費	754	683
その他	4,965	4,763

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	200	255	54
合計	200	255	54

当事業年度(2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	200	261	60
合計	200	261	60

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	159,229	159,229
関連会社株式	5,831	5,831

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれ、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。従って、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	930百万円	939百万円
投資有価証券等	509	507
減損損失	-	302
賞与引当金	182	183
その他	466	284
繰延税金資産小計	2,089	2,216
評価性引当額	619	612
繰延税金資産合計	1,469	1,604
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	17,234	20,975
固定資産圧縮積立金	1,145	1,127
退職給付信託返還有価証券	964	961
繰延税金負債合計	19,344	23,064
繰延税金負債の純額	17,875	21,459

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	32.2	29.0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.4
評価性引当額	0.2	0.1
その他	0.1	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.5	1.4

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	5,719	94	329 (118)	303	5,181	12,374
	構築物	414	0	16	37	361	1,267
	機械及び装置	649	285	32	165	736	1,561
	車両運搬具	8	-	-	2	5	17
	工具、器具及び備品	509	209	2	217	499	2,942
	土地	16,186	-	30	-	16,156	-
	リース資産	641	10	2	175	473	415
	建設仮勘定	7	708	709	-	7	-
	計	24,136	1,310	1,122	902	23,421	18,580
無形固定資産	借地権	18	-	-	-	18	-
	ソフトウェア	286	325	29	80	501	-
	リース資産	233	-	-	58	174	-
	その他	58	-	-	0	58	-
	計	596	325	29	139	753	-

(注) 1 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2 基礎研究所、Q Eセンター及び生産技術研究所にかかる減価償却費358百万円は調査研究費に含めて掲記しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	25	-	-	25
役員賞与引当金	47	36	47	36

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	<p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>-</p> <p>以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株数又は買増請求株式数で按分した額</p> <table> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> <p>(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) 但し、1単元当たりの算定価格が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。</p>	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	<p>当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>なお、電子公告は当社のホームページに掲載いたします。ホームページのアドレスは次のとおりです。 https://www.nisshin.com</p>										
株主に対する特典	<p>毎年3月31日現在の株主名簿に記載された500株以上保有の株主に対し、当社グループ会社の製品を贈呈 製品の贈呈に代えて寄付を選択可能</p>										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式を売り渡すこと(買増し)を請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第176期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年8月28日 関東財務局長に提出。
(2)	内部統制報告書 及びその添付書類			2020年8月28日 関東財務局長に提出。
(3)	四半期報告書 及び確認書	(第177期第1四半期)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月28日 関東財務局長に提出。
		(第177期第2四半期)	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	2020年11月9日 関東財務局長に提出。
		(第177期第3四半期)	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2021年2月8日 関東財務局長に提出。
(4)	発行登録書(株券、社債 券等)及びその添付書 類			2020年6月25日 関東財務局長に提出。
(5)	訂正発行登録書			2020年6月30日 関東財務局長に提出。
				2020年10月6日 関東財務局長に提出
(6)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項 第9号の2(株主総会における議決権行使の結果) の規定に基づく臨時報告書		2020年6月30日 関東財務局長に提出。
(7)	訂正臨時報告書			2020年10月6日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

株式会社 日清製粉グループ本社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 畠 真 嗣 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

豪州製粉事業に係るのれん及び無形固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社日清製粉グループ本社の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている「のれん」及び「無形固定資産（その他）」には、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、連結子会社であるPFG Topco1 Pty Ltd.の買収時に計上したのれん34,945百万円及び無形固定資産19,655百万円が含まれている。</p> <p>PFG Topco1 Pty Ltd.は、豪州の製粉会社Allied Pinnacle Pty Ltd.（以下、Allied Pinnacle社）の全株式を保有する持株会社であり、上記のれんは、Allied Pinnacle社が営む豪州製粉事業に対して計上されたものである。また、無形固定資産はAllied Pinnacle社の主要顧客との取引関係に基づき計上された顧客関連資産である。</p> <p>当該のれん及び顧客関連資産は、定期的に償却されるが、対象事業の継続的な営業赤字や経営環境の著しい悪化等の減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の可否を判定する必要がある。</p> <p>当連結会計年度における豪州製粉事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により付加価値品の販売低調や生産効率悪化等に伴い収益が悪化しており、会社は、減損の兆候の有無の評価にあたり、買収時の事業計画と実績との乖離状況の分析に加え、将来の業績予測に基づいて、買収時に評価したこれらの資産の著しい価値の下落が生じていないかどうかの検討を行っている。</p> <p>当該評価には、将来の豪州における対象事業の市場成長率、売上収益予測や会社の収益性の改善のための対応施策の実現可能性の検討が必要であり、更に新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期の仮定は不確実性が高く、これらは経営者の判断を伴う領域となる。</p> <p>以上から、豪州製粉事業に係るのれん及び無形固定資産の評価は、連結財務諸表への潜在的な影響が大きく、経営者による仮定と判断を伴うものであり、監査上の検討において高度な判断を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、豪州製粉事業に係るのれん及び無形固定資産の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価 のれんや無形固定資産の減損損失の認識の要否に係る判断に関連する内部統制の有効性を評価した。評価にあたっては、特に減損の兆候の判定プロセス及びその判定に影響する事業計画の作成プロセスに関する統制に焦点を当てた。</p> <p>（２）減損の兆候の有無の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 買収時の事業計画と実績との比較分析を実施するとともに、差異の要因についてAllied Pinnacle社からの月次報告資料を閲覧するとともに、経営者及び事業責任者への質問を実施した。 主要顧客との取引関係、主要顧客に対する売上成長率及び売上総利益率について、関連資料を閲覧するとともに、経営者及び事業責任者への質問を実施した。 会社が作成した減損の兆候判定資料を閲覧するとともに、その基礎データとなる関連資料との照合を実施した。 将来の業績予測について、会社が使用した重要な仮定である市場成長率を直近の利用可能な外部データと比較検討するとともに、売上収益予測について、新型コロナウイルス感染症による市況変動の影響、収束時期の仮定の合理性を含め、経営者に質問を実施し、関連資料を閲覧することにより、これらの仮定の合理性を検討した。 Allied Pinnacle社の経営者への質問等により、会社の収益性の改善のための対応施策の実施状況やその効果、将来の実現可能性を検討した。 当監査法人のネットワーク・ファームである現地監査人とのコミュニケーションを実施し、現地における新型コロナウイルス感染症の影響を含め、豪州製粉事業における市場環境や事業の状況を把握し、上記で検証した基礎データ等との整合性を検討した。

中食・惣菜事業に係るのれん及び無形固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社日清製粉グループ本社の当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されている「のれん」及び「無形固定資産（その他）」には、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、連結子会社であるトオカツフーズ株式会社（以下、トオカツフーズ）の子会社化に伴い計上したのれん9,742百万円及び無形固定資産3,976百万円が含まれている。</p> <p>トオカツフーズは、コンビニエンスストアを中心としたデリカ惣菜事業と、宅配ルートを中心とした冷凍惣菜事業を展開する国内における総合中食サプライヤーであり、上記のれんは、トオカツフーズが営む中食・惣菜事業に対して計上されたものである。また、無形固定資産はトオカツフーズの主要顧客との取引関係に基づき計上された顧客関連資産である。</p> <p>当該のれん及び顧客関連資産は、定期的に償却されるが、対象事業の継続的な営業赤字や経営環境の著しい悪化等の減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。</p> <p>当連結会計年度におけるトオカツフーズの業績は、新型コロナウイルス感染症の影響により在宅勤務や外出自粛が広がり、都市部及び行楽地を中心に販売が大幅に減少している。会社は、減損の兆候の有無の評価にあたり、子会社化時の事業計画と実績との乖離状況の分析に加え、将来の業績予測に基づいて、子会社化時に評価したこれらの資産の著しい価値の下落が生じていないかどうかの検討を行っている。</p> <p>当該評価には、将来の中食・惣菜事業における市場成長率、売上収益予測や会社の収益性の改善のための対応施策の実現可能性の検討が必要であり、更に新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期の仮定は不確実性が高く、これらは経営者の判断を伴う領域となる。</p> <p>以上から、中食・惣菜事業に係るのれん及び無形固定資産の評価は、連結財務諸表への潜在的な影響が大きく、経営者による仮定と判断を伴うものであり、監査上の検討において高度な判断を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、中食・惣菜事業に係るのれん及び無形固定資産の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 のれんや無形固定資産の減損損失の認識の要否に係る判断に関連する内部統制の有効性を評価した。評価にあたっては、特に減損の兆候の判定プロセス及びその判定に影響する事業計画の作成プロセスに関する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 減損の兆候の有無の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 子会社化時の事業計画と実績との比較分析を実施するとともに、差異の要因について経営者及び事業責任者への質問を実施した。 主要顧客との取引関係、主要顧客に対する売上成長率及び売上総利益率について、関連資料を閲覧するとともに経営者及び事業責任者への質問を実施した。 会社が作成した減損の兆候判定資料を閲覧するとともに、その基礎データとなる関連資料との照合を実施した。 将来の業績予測について、会社が使用した重要な仮定である市場成長率を直近の利用可能な外部データと比較検討するとともに、売上収益予測について、新型コロナウイルス感染症による市況変動の影響、収束時期の仮定の合理性を含め、経営者に質問を実施し、関連資料を閲覧することにより、これらの仮定の合理性を検討した。 トオカツフーズの経営者への質問等により、会社の収益性の改善のための対応施策の実施状況やその効果、将来の実現可能性を検討した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日清製粉グループ本社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社日清製粉グループ本社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

株式会社 日清製粉グループ本社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 嘉雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 登樹男 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 畠 真 嗣 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日清製粉グループ本社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第177期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式（PFG Topco1 Pty Ltd. 株式）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社日清製粉グループ本社は持株会社であり、貸借対照表に計上された関係会社株式の金額は165,262百万円と総資産の41%を占めている。</p> <p>このうち、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、豪州の製粉会社Allied Pinnacle Pty Ltd.の親会社であるPFG Topco1 Pty Ltd.（以下、PFG社）株式の貸借対照表計上額は16,375百万円であり、これは超過収益力や顧客関連資産の評価により、同社の1株当たり純資産額を上回る価額で取得されたものである。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載のとおり、子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とされるが、実質価額が著しく下落したときには減損処理が必要となる。そのため、会社は、PFG社株式の評価にあたり、超過収益力等を加味した当該株式の実質価額と取得原価を比較し、実質価額の著しい下落の有無を検討している。</p> <p>実質価額の検討にあたっては、それに影響する超過収益力等の評価が必要であり、その評価には将来の事業計画に対する経営者の見積り要素が含まれる。具体的には、対象事業の市場成長率、売上収益予測や会社の対応施策の実現可能性の検討が必要であり、更に新型コロナウイルス感染症の影響や収束時期の仮定は不確実性が高く、これらは経営者の判断を伴う領域となる。</p> <p>以上から、当該株式の評価は、財務諸表への潜在的な影響が大きく、経営者による仮定と判断を伴うものであり、監査上の検討において高度な判断を要するため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、PFG社株式の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該株式に係る会社の評価資料を入手し、実質価額が対象会社から報告される財務情報を基礎とし、適切に算定されているか検討した。当該財務情報の信頼性については、当監査法人のネットワーク・ファームである現地監査人の監査調書を閲覧し、監査手続の十分性を検討した。 また、当該評価資料を閲覧し、実質価額と取得原価との比較により著しい下落の有無の判定が適切になされているか検討した。 実質価額に反映された超過収益力および取得時に識別された顧客関連資産について、価値の著しい下落が生じていないか検討するため、以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 取得後における業績を把握するとともに、投資時の計画との比較分析を実施し、差異の内容について経営者への質問、関連資料の閲覧を実施した。 将来の業績予測について、会社が使用した重要な仮定である市場成長率を直近の利用可能な外部データと比較検討するとともに、売上収益予測について、新型コロナウイルス感染症による市況変動の影響、収束時期の仮定の合理性を含め、経営者に質問を実施し、関連資料を閲覧することにより、これらの仮定の合理性を検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。